

第4回稲毛区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年8月20日(土)
10:00~12:00
場 所 穴川CC 3階会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 稲毛区地域福祉計画素案について

(2) 基本目標について

(3) 今後のスケジュールについて

4 閉 会

稲毛区地域福祉計画 (第2次素案)

平成17年8月

はじめに

稲毛区長

稲毛区地域福祉計画策定委員会

委員長

<目次>

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 策定にあたって
- 3 策定体制
- 4 計画期間

第2章 稲毛区の現状と課題

- 1 統計データ等からみた稲毛区の現状
- 2 地域福祉に関する課題

第3章 5つの基本方針と基本目標

- 1 5つの基本方針
- 2 基本目標

第4章 施策の展開

基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」
するみんなの居場所づくり

基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

基本方針4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域
での連携プレー

基本方針5 緊急時に備えた日頃からの取り組み

第5章 計画の推進に向けて

- 1 (仮称)稲毛区地域福祉計画推進協議会の設置
- 2 地区フォーラムからの活動展開
- 3 千葉市地域福祉計画との連携

資料編

稲毛区地域福祉計画取り組み内容一覧表

| 基本方針 | | 地域福祉の展開 | | 具体的な取り組み | |
|------|--|-------------------------|-----------------------------|--|--|
| 1 | 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう | (1) | お互いを知る機会をつくる | 挨拶から始まる地域との関わり | |
| | | (2) | 困っている人の生の声に耳を澄ます | 地域の情報交換の推進 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置 | |
| 2 | 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり | (1) | お互いを認めあった様々な交流の展開 | ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充 | |
| | | | | 保育所や幼稚園での地域交流の拡充 | |
| | | | | ごはんを一緒に食べる機会づくり | |
| | | | | 公民館を利用した子どもの活動の充実 | |
| | | | | いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流 | |
| | | | | 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施 | |
| | | (2) | 誰もがぶらっと寄ることができる場づくり | 自治会館の活用 | |
| | | | | 公民館・コミュニティセンターの活用 | |
| | | | | 子どもルームの空き時間の活用 | |
| | | | | 児童福祉センターの活用 | |
| (3) | 交通手段の確保 | 空き店舗の活用 | | | |
| | | これからできる施設などについての活用方法の提案 | | | |
| 3 | 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり | (1) | 身近なところでの情報提供と相談 | 地域の情報の収集と発信 | |
| | | | | ぶらっと寄ることができる場での情報提供 | |
| | | | | 保健福祉総合相談窓口の活用 | |
| | | | | こころの健康への対応 | |
| | | (2) | 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策 | 啓発の充実 | |
| | | | | 有資格者の育成及び見守り活動 | |
| | | (3) | 権利擁護・成年後見制度の推進 | 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援 | |

| 基本方針 | | 地域福祉の展開 | | 具体的な取り組み | |
|------|-------------------------------------|---------|-----------------------|----------|-------------------------|
| 4 | 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー | (1) | 身近な地域での連携・協力による支援や見守り | | 地域で活動している人・組織との連携・協力 |
| | | | | | 元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り |
| | | | | | 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策 |
| | | (2) | 新たな形での支援や見守り | | コーディネート組織の設置 |
| | | | | | 暮らしの助っ人隊の結成 |
| | | | | | 大学や学生も参加するまちづくり |
| 5 | 緊急時に備えた日頃からの取り組み | (1) | いざいというときに必要な情報把握 | | 安心カードの作成と活用 |
| | | | | | 災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施 |
| | | (2) | 災害時などの支援体制の構築 | | 要支援者に配慮した避難所の設備の検討 |
| | | | | | 防犯マップの作成と活用 |
| | | (3) | 地域でできる防犯の取り組み | | 「子ども110番の家」の拡大・活用 |
| | | | | | 商店街・企業等と連携した取り組み |

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進展、情報の発達等により生活習慣や価値観が多様化し、昔のような「遠くの親戚より近くの他人」といった地域のつながりが弱くなっています。

このような中、市では、さまざまな問題に対応するために、多くのサービスを展開していますが、ニーズが多様化している社会では、必ずしも全て解決に結びついていない状況となっています。

そのため、市で展開するサービスとともに、今の時代にあった形での地域のつながりを構築し、地域での支え合い助け合う関係をつくっていくことが求められるようになりました。

国では、このような現状を踏まえ、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域での支え合い助け合うまちをつくっていくことを目的に、平成12年の社会福祉法の改正において、第107条に「市町村地域福祉計画」の策定を定めました。

稲毛区においても、誰もが安全で安心して地域の中で幸せに暮らせるために、「文教のまち稲毛区」としての特性を生かしながら、今まで以上にお互いが協力して、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指し、「稲毛区地域福祉計画」を策定しました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

2 策定にあたって

(1) 多くの稲毛区民の方の参加を得て、計画を策定しました。

地域福祉計画を策定するにあたっては、地域福祉を推進していく担い手となる区民の皆さんの参加が不可欠です。

そのために、要支援者を含む地域住民の方、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を経営する方など、幅広い方面から参加していただきました。

(2) 「分野のバリアフリー」の考え方を大切にしました。

これまで高齢者、児童、障害者といった対象者別に考えられていた施策を、分野の壁を取り除いて一体的に考えていこう、また、当事者やその関係者だけでなく、あらゆる区民がいっしょに考えて行動していこう、といった思いを大切にしました。

(3) 新しい発想を大切にしました。

計画の策定（検討）過程でも、また計画を実現させる段階でも、新しい発想・視点を大切にしました。（例えば「行政等への依頼型から市民の自立型（地域でできることは何か）へ」、「子どもの頃から学びあう（気づきを大切にする）」など。）

3 策定体制

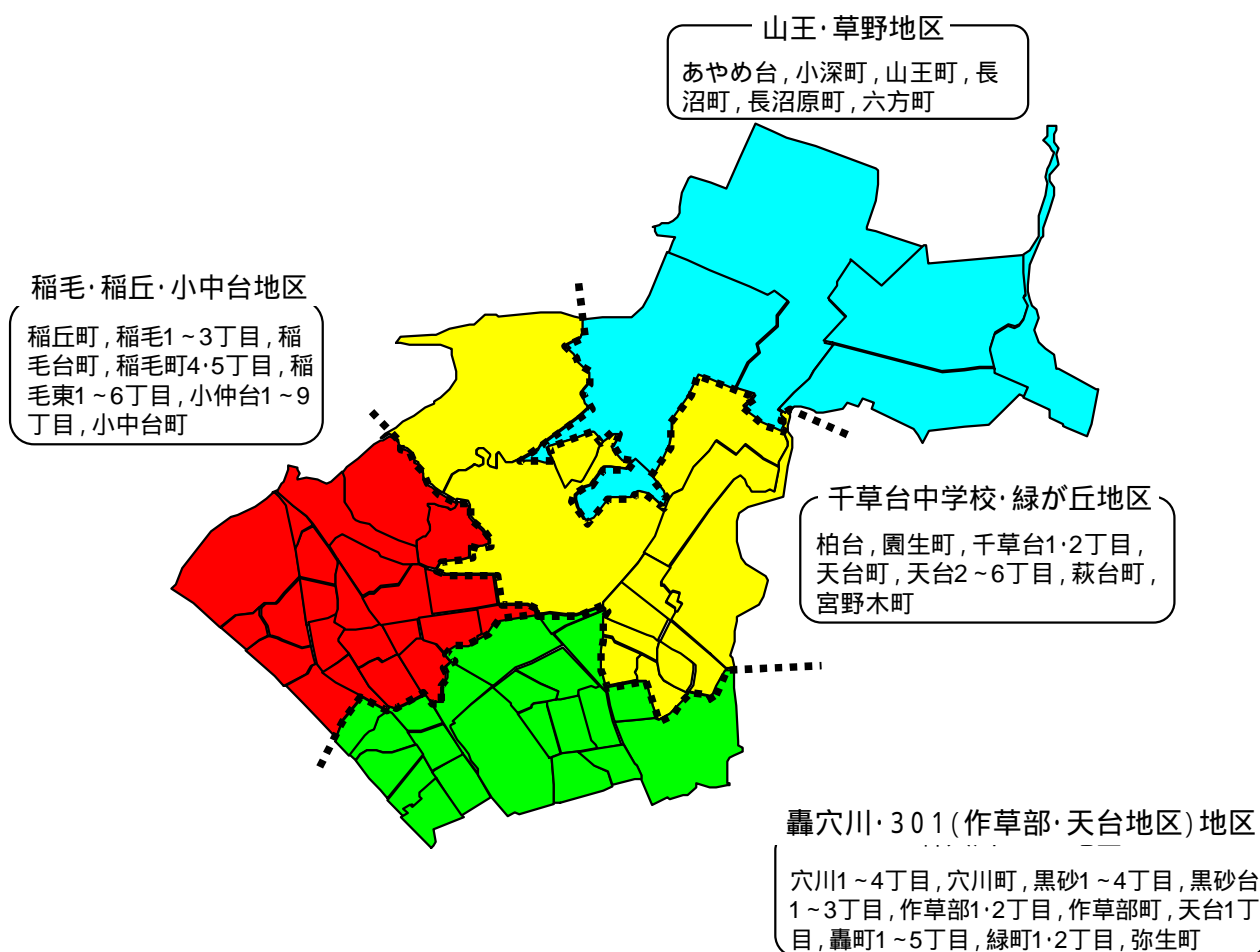
(1) 地区フォーラムの設置

稲毛区を下記の図のとおり4つの地区に分け、平成16年4月にそれぞれ地区フォーラムを設置しました。

地区フォーラムでは、区全体で64名の方に参加していただき、委員自ら地域での生活上の課題を出し合い、それに対応する解決策を、自助・共助・公助の視点から検討しました。

平成16年度は月に1回程度、平成17年度は3回程度開催しました。

(稲毛区地域福祉計画地区フォーラム区割り図)



(2) 作業部会の設置

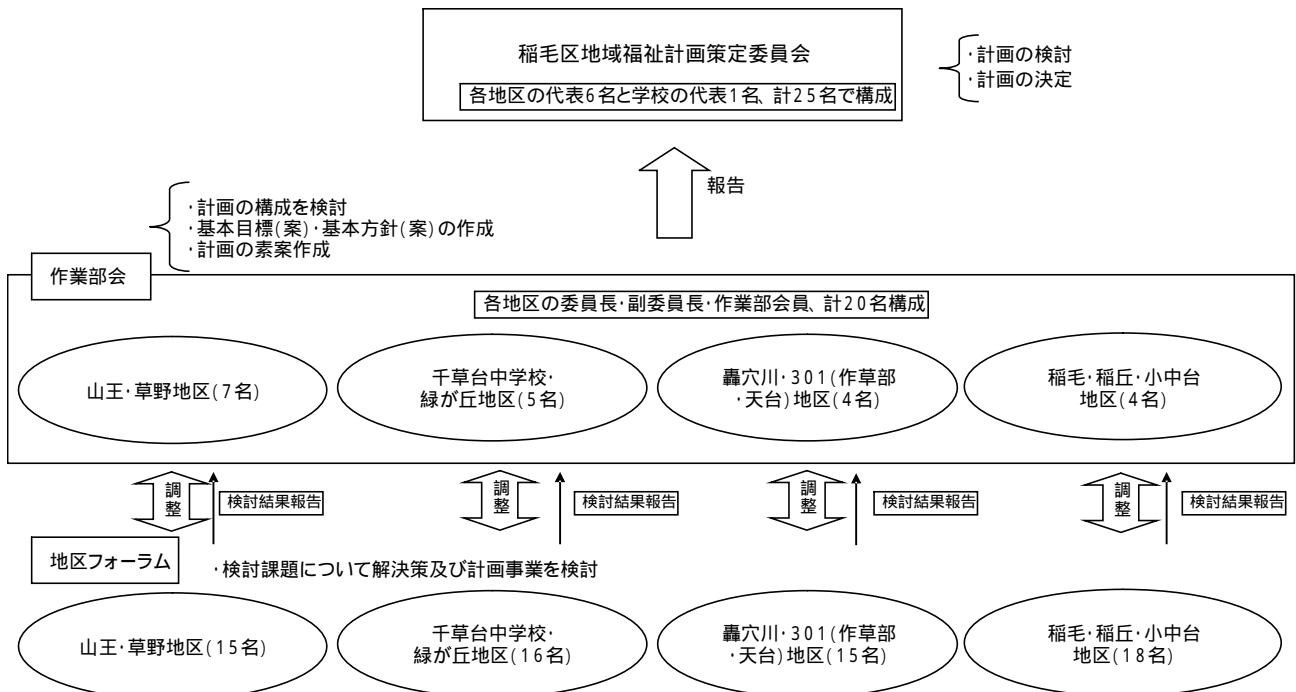
地区フォーラムで検討した解決策をもとに、とりまとめの作業や素案の作成を行う作業部会を設置しました。

各地区から選出された計20名の委員で構成し、平成16年度の後半から月に1~2回程度開催しました。

(3) 区策定委員会の設置

計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の検討及び策定を行う区策定委員会を設置しました。4地区フォーラムからの各6名と学校関係者1名の計25名で構成し、6回程度開催しました。

(策定体制図)



4 計画期間

平成18年度から22年度までの5年間とします。ただし、3年を経過した平成20年に見直しを行います。以後、3年ごとに見直しを行っていきます。

第2章

稲毛区の現状と課題

1 統計データ等から見た稲毛区の現状

(計画書がまとまるときには、最新データを掲載します。)

(1) 人口

(平成12年9月末)

(単位：人)

| 市・区 | 総人口 | 年少人口 (14歳以下) | | 高齢者人口 (65歳以上) | |
|------------|---------|-----------------|----------|------------------|----------|
| | | | 人口 比率 | | 人口 比率 |
| 千葉市 | 885,110 | 125,016 | 14.1% | 109,237 | 12.3% |
| 中央区 | 170,235 | 20,921 | 12.3% | 26,735 | 15.7% |
| 花見川区 | 179,080 | 24,509 | 13.7% | 21,530 | 12.0% |
| 稲毛区 | 146,928 | 19,824 | 13.5% | 18,648 | 12.7% |
| 若葉区 | 151,221 | 18,684 | 12.4% | 20,886 | 13.8% |
| 緑区 | 101,765 | 21,652 | 21.3% | 10,444 | 10.3% |
| 美浜区 | 135,881 | 19,426 | 14.3% | 10,994 | 8.1% |

(平成17年3月末)

(単位：人)

| 市・区 | 総人口 | 年少人口 (14歳以下) | | 高齢者人口 (65歳以上) | |
|------------|---------|-----------------|----------|------------------|----------|
| | | | 人口 比率 | | 人口 比率 |
| 千葉市 | 912,720 | 127,913 | 14.0% | 136,056 | 14.9% |
| 中央区 | 180,655 | 22,781 | 12.6% | 32,088 | 17.8% |
| 花見川区 | 180,845 | 24,776 | 13.7% | 28,524 | 15.8% |
| 稲毛区 | 147,994 | 19,209 | 13.0% | 23,687 | 16.0% |
| 若葉区 | 150,115 | 20,167 | 13.4% | 27,529 | 18.3% |
| 緑区 | 112,228 | 20,318 | 18.1% | 14,189 | 12.6% |
| 美浜区 | 145,684 | 21,509 | 14.8% | 17,600 | 12.1% |

(2) 世帯数

| 市・区 | 平成12年9月末 | 平成17年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 千葉市 | 354,912 | 383,243 |
| 中央区 | 75,973 | 83,391 |
| 花見川区 | 70,689 | 74,618 |
| 稲毛区 | 59,836 | 62,665 |
| 若葉区 | 59,519 | 62,129 |
| 緑区 | 35,929 | 41,022 |
| 美浜区 | 52,966 | 59,418 |

(3) 要介護認定者数

(単位：人)

| 市・区 | 要支援 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 計 |
|-----------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 千葉市 (平成12年度) | 973 | 2,842 | 2,027 | 1,516 | 1,685 | 1,618 | 10,661 |
| 千葉市 (平成16年度) | 3,688 | 6,426 | 2,829 | 2,440 | 2,507 | 2,188 | 20,078 |
| 中央区 | 968 | 1,563 | 713 | 584 | 594 | 529 | 4,951 |
| 花見川区 | 911 | 1,152 | 472 | 447 | 473 | 405 | 3,860 |
| 稲毛区 | 469 | 929 | 454 | 345 | 403 | 387 | 2,987 |
| 若葉区 | 548 | 1,292 | 600 | 544 | 548 | 482 | 4,014 |
| 緑区 | 406 | 777 | 277 | 288 | 289 | 210 | 2,247 |
| 美浜区 | 386 | 713 | 313 | 232 | 200 | 175 | 2,019 |

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

(4) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数

(単位：人)

| 市・区 | 平成11年度 | | | 平成16年度 | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
| 千葉市 | 820 | 17,605 | 18,425 | 972 | 22,248 | 23,220 |
| 中央区 | 109 | 3,796 | 3,905 | 142 | 4,669 | 4,811 |
| 花見川区 | 142 | 3,644 | 3,786 | 138 | 4,455 | 4,593 |
| 稲毛区 | 141 | 2,854 | 2,995 | 172 | 3,675 | 3,847 |
| 若葉区 | 145 | 3,343 | 3,488 | 168 | 4,199 | 4,367 |
| 緑区 | 196 | 1,782 | 1,978 | 242 | 2,259 | 2,501 |
| 美浜区 | 87 | 2,186 | 2,273 | 110 | 2,991 | 3,101 |

療育手帳交付数

(単位：人)

| 市・区 | 平成11年度 | | | 平成16年度 | | |
|------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
| 千葉市 | 833 | 1,983 | 2,816 | 1,106 | 2,509 | 3,615 |
| 中央区 | 135 | 451 | 586 | 190 | 524 | 714 |
| 花見川区 | 171 | 349 | 520 | 213 | 449 | 662 |
| 稲毛区 | 140 | 338 | 478 | 159 | 442 | 601 |
| 若葉区 | 149 | 392 | 541 | 195 | 496 | 691 |
| 緑区 | 100 | 207 | 307 | 166 | 278 | 444 |
| 美浜区 | 138 | 246 | 384 | 183 | 320 | 503 |

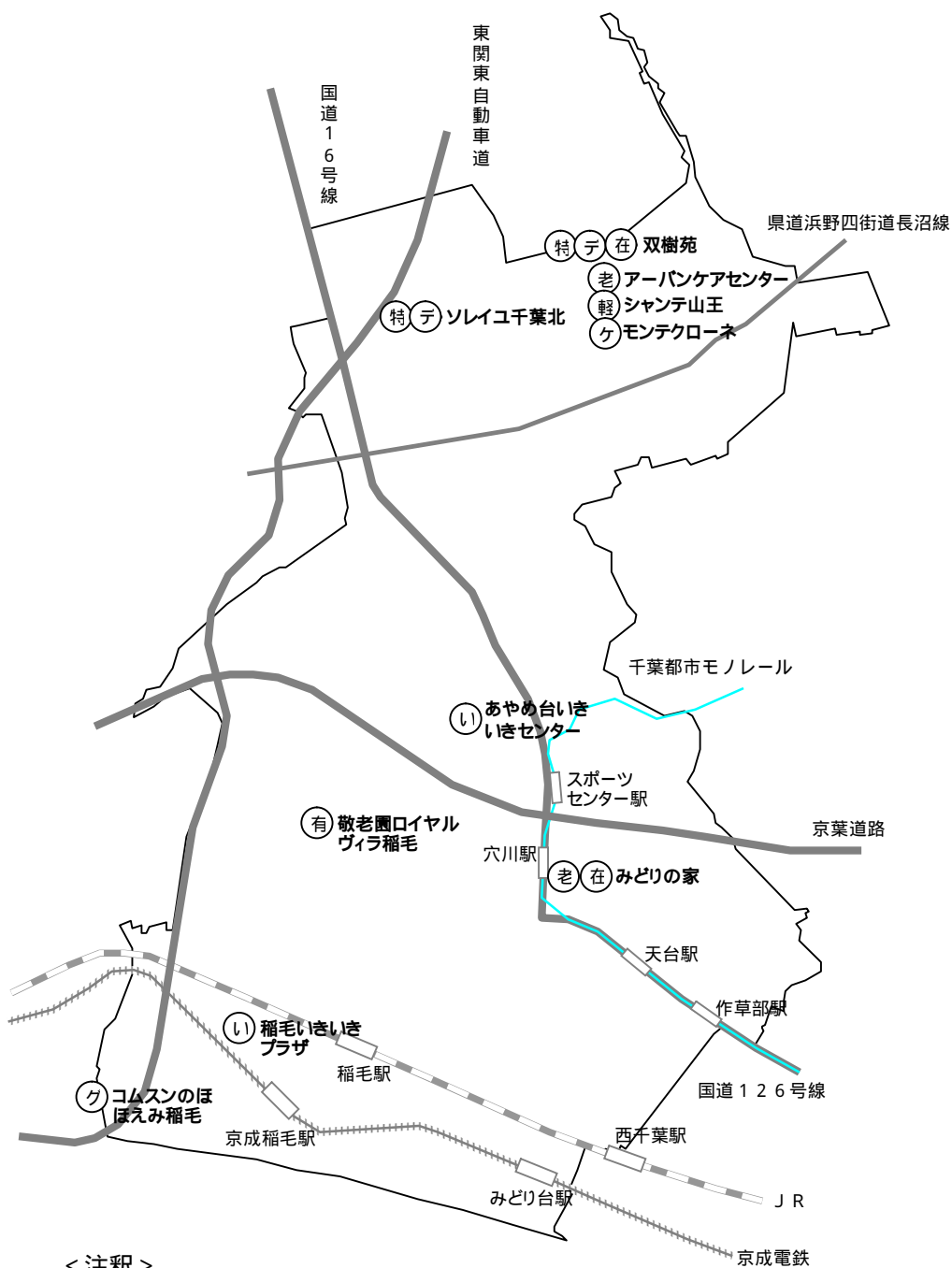
精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位：人)

| 市 | 年齢 年度 | 20歳未満 | 20~39歳 | 40~64歳 | 65歳以上 | 計 |
|---|----------|-------|--------|--------|-------|-------|
| | | 千葉市 | 平成11年度 | 6 | 317 | |
| | 平成16年度 | 10 | 707 | 898 | 146 | 1,761 |

(5) 稲毛区にある主な施設(詳細は、資料編をご覧ください)

高齢者関連施設



<注釈>

| | | | |
|-----|------------|-----|------------------|
| (特) | 特別養護老人ホーム | (軽) | 軽費老人ホーム |
| (老) | 介護老人保健施設 | (ケ) | ケアハウス |
| (テ) | デイサービス | (グ) | グループホーム |
| (在) | 在宅介護支援センター | (い) | いきいきプラザ・いきいきセンター |

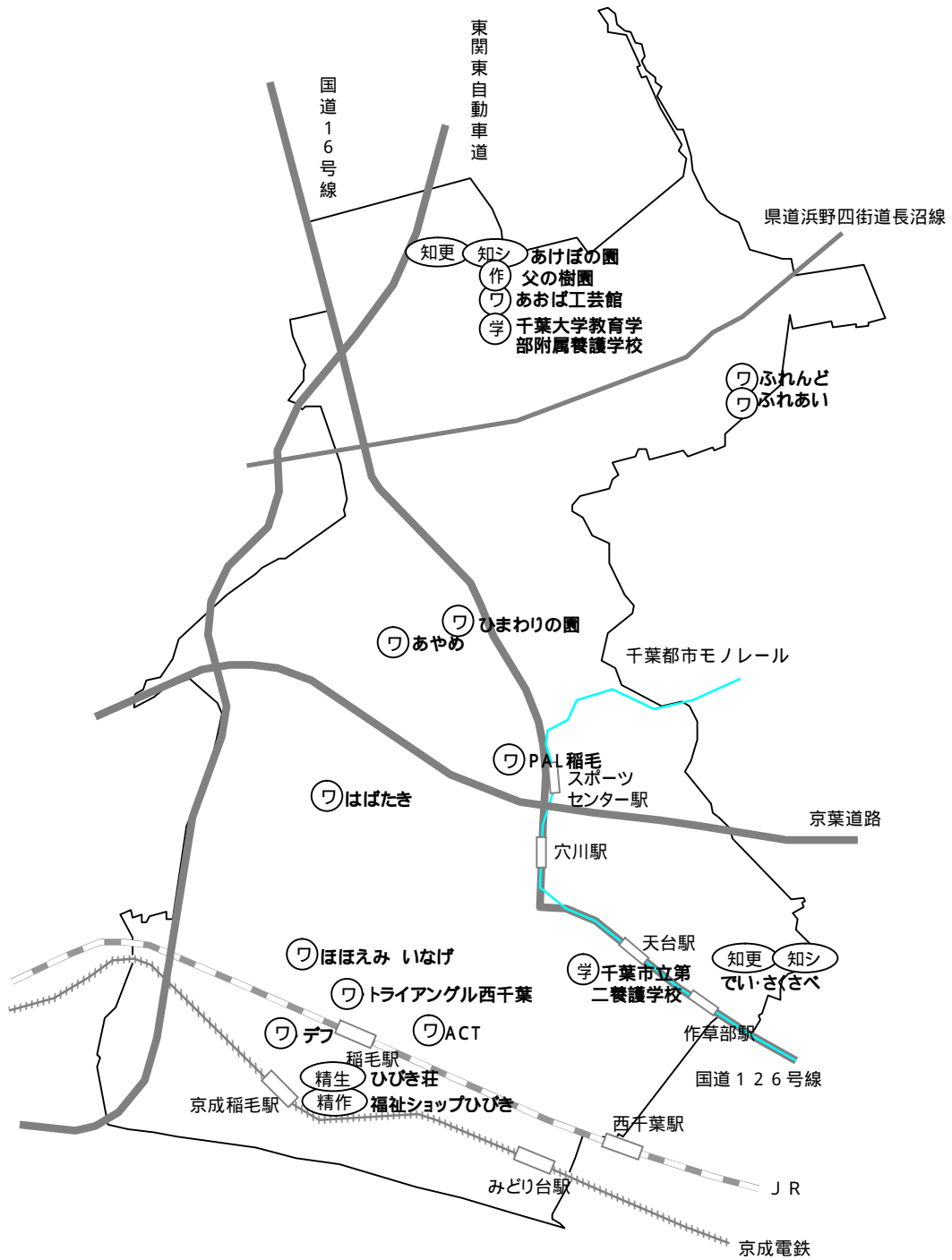
児童関連施設



< 注釈 >

| | | | |
|---|--------------|---|------------|
| 保 | 保育所(園) | 児 | 児童福祉センター |
| 地 | 地域子育て支援センター | 養 | 児童養護施設 |
| 子 | 子どもルーム | リ | 子育てリラックスメガ |
| 乳 | 乳幼児健康支援一時預かり | | |

障害（児）者関連施設



< 注釈 >

| | | | |
|---|-------------|----|--------------|
| ワ | 心身障害者ワークホーム | 知更 | 知的障害者更生施設 |
| 学 | 養護学校 | 知シ | 知的障害者ショートステイ |
| 作 | 知的障害者更生施設 | 精作 | 精神障害者共同作業所 |
| | | 精生 | 精神障害者生活ホーム |

2 地域福祉に関する課題

稲毛区の地域福祉に関する課題については、地区フォーラムの中で、地域にどのような問題があるのか委員の皆さん自ら考え、各地区で整理しました。

(1) 地区フォーラムから出された地域福祉に関する主な課題

交流・居場所に関する課題

地域では、区役所や公民館、コミュニティセンターなどを中心に市・区主催の行事が開催されています。また、町内自治会・社会福祉協議会地区部会など区民が主催して行う行事もあり、公・民で多くの交流活動が展開されています。

しかし、高齢者の一人暮らしの方は、外に出ることが困難な方も多く、1日誰とも会話がすることがない方もいらっしゃいます。また、障害者の方は、日頃の活動拠点が住む場所と違うところにある方が多く、地域の人々と交流する機会があまりありません。さらに、子どもたちは、学校が週休5日制になり、休日に地域で過ごせる場所が不足しています。

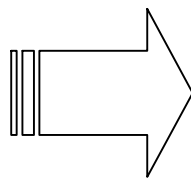
以上のことから、「身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流活動・居場所づくり」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

高齢者の場合近くに交流の場がないと引きこもりになる事が多く、防止する為に小規模でも集合出来る場所が欲しい。

児童が、休日に地域社会で過ごせる場所が少ない。学校5日制に伴う地域での対応が不十分である。

障害者だけを集めての文化・体育活動ではなく健常者に混じり、その中の一員として一緒に活動してみたい。



(課題)

交流活動
居場所づくり
身近な地域で、誰もが気軽に参加できる

情報に関する課題

情報については、市で行っている様々なサービス・行事のお知らせについて、市政だよりや多くのパンフレット等を作成し、町内自治会の回覧板などを利用して配布を行っています。また、インターネットを活用し、千葉市ホームページから検索できるようになっています。

地域の情報については、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会等で広報誌を作成し、掲示板や回覧板を利用して配布を行っています。

しかし、地区フォーラム委員の多くの方からは、市で行っているサービスの情報が入ってこない、情報の入手方法がわからないなどの意見がありました。

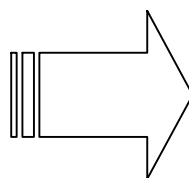
以上のことから、「誰もが身近なところで、必要な情報が入手できるような仕組み」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

通所介護など、介護保険で利用できるサービスの情報が広く周知されていない。

支援費サービス等の制度改正があった場合、情報取得が困難。

相談窓口では、制度などの情報提供のみの対応となり、その後は自分でやらねばならず、制度を利用できない人がいる。



(課題)

誰もが身近なところで必要なサービスの情報が入手できる仕組み

身近な生活支援に関する課題

平成12年度からは高齢者を対象とした介護保険制度、平成15年度からは身体・知的障害者を対象とした支援費制度が始まり、契約による在宅福祉に関する様々なサービスが展開されています。また、子育て支援に関しても行政を中心に、様々なサービスを実施しています。

しかし、これらの制度・サービスが、支援を必要としている人たちの困っていること全てに対応できているわけではありません。

これらの制度・サービスを展開していくとともに、現在、民生委員・児童委員や社会福祉協議会地区部会の方を中心に行っている身近な生活支援の活動を地域全体で取り組み、支え合い助け合うことにより、誰もが安心して地域で生活できるような仕組みをつくっていく必要があります。

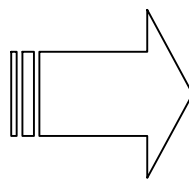
以上のことから、「困っている人に対して、地域住民同士で支え合い助け合う仕組み」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

ゴミ出しについて、早朝、ヘルパーさんが来てくれる家庭はいいが、他は前日に出すことになるのでは

「障害児」を持つ親はバスに乗せる、あるいは自家用車で送り迎えする等時間を確保しなければならず、フルタイムで働くことができない。

支援費制度や介護保険までには該当しない人たちが、通院などの外出に介助がほしい場合のヘルパーがほしい。



(課題)

困っている人に対して、地域住民同士で支え合い助け合う仕組み

見守りに関する課題

近年、高齢者の孤独死に関する問題が社会問題となっています。

稲毛区には、千草台やあやめ台、園生町などに大規模団地があり、実際にそこに住んでいた一人暮らしの高齢者が部屋で亡くなっていたということが起きています。

市では、安心電話サービスを実施し、安否確認のために対象者に対して電話をかけていますが、必要な人全ての方に対して対応できているわけではありません。

また、見守りは高齢者に対してのみではなく、ひとり暮らしをしている障害者の方など他にも必要としている方がいます。

このような方たちに対して、地域住民同士などで見守り・安否確認できる方法を検討する必要があります。

以上のことから、「地域住民同士などで見守り・安否確認できる方法」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

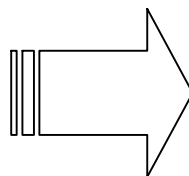
独居世帯に対する配慮と実態把握が難しく、集合住宅での孤独死が多い。

一人住まいや高齢者のみの世帯で、健康状態に不安を感じている高齢者が多く、不便を感じている人がいる。

他の住民との接触を全く拒否する高齢者がいる。

(課題)

地域住民同士などで見守り・安否確認できる方法



災害に関する課題

ここ数年、日本全国で多くの自然災害が発生しています。首都圏は、地震の多い地域で、近いうちに大地震が起こると予想されています。

市でも、防災計画を策定し、いざという時に備えた取り組みを行い、自主防災組織の設置に向けた取り組みなどを行っていますが、それとともに地域住民の皆さんで災害が起こったときのために日頃から備えをしておくことが必要です。

また、障害者や高齢者の方など一人ではすぐに避難できない方もおり、不安に感じるといった意見もありました。

そのような方たちに対する対策も検討する必要があります。

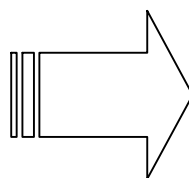
以上のことから、「災害時等のいざという時のための日頃からの取り組み」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

災害弱者が災害時にどの人の手を借りて
どういう風に安全な地帯に避難する等、ス
ムーズに避難出来るためのマニュアルが
ない

近隣の方は、お年寄りが多く、肢体不自由
者が人の手を借りるといっても心もとない

市や警察、消防署等に災害時の対応など
について説明してほしい



(課題)

災害時等のいざという時のための日頃
から
できる
取り
組み

地域の安全に関する課題

ここ数年、新聞やニュースで様々な犯罪に関する報道が流れ、子どもを夜にひとりで歩かせるのが非常に不安であるといった声もきかれ、身近な地域が安全とは言えない状況となっています。

犯罪を防止するための取り組みとして、ある地域で住民が自主防犯組織を結成し、交代で見回るなどの活動を展開し、実際に犯罪件数が激減した話もでています。

このような地域を稲毛区全体に広げることが必要です。

以上のことから、「安全な地域にするための住民の取り組み」に関する課題を設定しました。

(地区フォーラムから出た主な意見)

ちょっと暗くなると高齢者や子どもの一人歩きが心配な地域になってしまった。

児童の安全な通学路が確保されていない。

空き巣、車上荒らし、ひったくり等が多く発生しているらしく、不安である。

(課題)

取り組み
安全な地域にするための住民の

その他

その他の課題としては、次のようなものがありました。

- ・ バリアフリーに関する課題
- ・ 交通に関する課題
- ・ 就労に関する課題
- ・ 住宅に関する課題

(2) 各地区で検討された課題

各地区で問題を整理し、検討された課題は次のとおりです。

| 検討順 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|-------------------|-----|---|--------------------------|------------------------------|--------------|------------------|---------|------------------|--------------|--------------|
| 山王・草野 | A | 居場所・交流・社会参加・交通 | 身近な生活支援・緊急時の支援・見守り | 相談・サービスのネットワーク化・ネットワークづくり・虐待 | ケアマネジメント | 安全 | - | - | - | - |
| | B | 人材育成・福祉教育・こころのバリアフリー・ボランティア・NPO活動 | 情報 | バリアフリー | 支援方法の改善 | - | - | - | - | - |
| 千草台 緑が丘 中学校 | A・B | 交流・(こころの)バリアフリー・社会参加・居場所・情報の交換・就労・障害者スポーツ | 声なき要支援者の把握と支援・身近な生活支援・相談 | 安全・緊急時の支援・虐待 | - | - | - | - | - | - |
| 301 轟穴川 | A・B | 居場所づくり | 社会参加・自立支援 | 権利擁護 | 情報の共有 | みまもり | 子育て・子育て | 交通問題と公共施設のバリアフリー | 住宅政策 | ボランティア・NPO活動 |
| 稲毛・稲丘 小中台 | A | 交流・居場所・社会参加 | 子育て支援 | サービスの質の向上・在宅ケア・身近な生活支援・自立支援 | 安全 | 見守り・虐待・権利擁護・心の健康 | 相談 | 災害弱者・防災・緊急時の支援 | バリアフリー・施設の充実 | 身体の健康 |
| | B | 交流・居場所・社会参加 | サービスの質の向上・在宅ケア | 就労 | ボランティア・NPO活動 | - | - | - | - | - |

第3章

5つの基本方針と基本目標

1 5つの基本方針

課題に対する解決策の検討内容を踏まえ、稲毛区の地域福祉を推進していく上での方向性を示す基本方針を定めました。

地区フォーラムでの検討などをもとに、5つの基本方針を定めました。

基本方針1 地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

地域福祉は、地域に住む人々がお互いを知り、理解することから始まるのではないのでしょうか。みんながお互いの気持ちを理解し、人それぞれの声に耳を傾け、関心を持つよう、まずは、近隣や町内自治会単位などで、ふれ合い、伝える機会をつくっていきます。

基本方針2 「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

誰もが、気軽に参加できる交流活動を通して、仲間づくりや心身の健康づくりを推進するとともに、身近な相談（暮らしの中のちょっとしたこと）の場としても機能させていきます。交流の場としては、公共施設や自治会館などを活用していきます。

基本方針3 身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

身近なところで、市や民間、地域などのさまざまな情報を得ることができるような仕組みをつくっていきます

また、青少年の健全育成にとって不必要な情報などに対する対策にも取り組んでいきます。

基本方針4 人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域に住む人々や組織をつなげるコーディネート機能を整備し、地域のネットワーク機能を構築していきます。

また、そのネットワークを活用し、地域の課題や諸問題への対応（日常生活における支援や障害児の親が急に病気になってしまったときなどのいざいとうときの支援、見守り活動、提案活動など）を展開していきます。

基本方針5 緊急時に備えた日頃からの取り組み

災害時などのいざいとうときに備えた対策を検討し、支援体制を構築していきます。

また、最近増加しているさまざまな犯罪などについて、地域でできる防犯対策を展開していきます。

2 基本目標

地区フォーラムでの検討や基本方針を踏まえ、稲毛区の目指すべき将来像である基本目標を下記のとおり決めました。

基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして

- 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取り組み -

第4章

施策の展開

基本方針 1

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することからはじめよう

(1) お互いを知る機会をつくる

【現状と課題】

近年、地域住民のつながりが希薄化してきています。隣に住んでいる人が誰なのかわからないということも決して珍しいことではありません。

家族以外で一番身近にいる人は近隣の住民です。今に合った形での近隣住民との関係をつくることによって、初めて、日常生活や緊急時などさまざまな場合に協力・連携が生まれます。

そのためには、お互いを知る機会をつくっていくことが必要です。

【具体的な取り組み】

挨拶から始まる地域との関わり

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心がけでできることです。

誰もが日常での挨拶を心がけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、初めて交流や支援、見守りにつながっていきます。

(2) 困っている人の生の声に耳を澄ます

【現状と課題】

いろいろな人が暮らす地域で、経済状況の影響もあるかもしれませんが、今ほど自分の暮らしを守ることで精一杯、他人のことまでは思いやれないという時代はないかもしれません。例えば、地域に市営住宅や障害者の施設ができることに反対運動がおきたり、困っている人たちを見て見ぬふりをしてしまうことなどあります。

一方で、福祉の概念が変わり、介護や子育てが社会化されてきたものの、制度の狭間にいて困っている人がいます。やがて、人口が減り、見渡せば支援を要する人たちがあふれる時代が来ると言われています。今こそ、地域コミュニケーションの風通しをよくすることが必要です。

【具体的な取り組み】

地域の情報交換の推進

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

地域住民同士が、挨拶から始まり、困っていることや、地域の団体・活動などの情報を交換し、共有できるよう、人と人との交わりを推進します。

回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

対象者 支援を必要としている人など

担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、NPOなど

取組内容

- ・ 町内自治会内の回覧板に、地域住民誰もが記載できる「困った欄」を設け、それを回すことにより地域住民に理解を図ります。
また、困ったことだけでなく、地域の人々にこんなことを知ってほしいというようなことも掲載することも考えられます。
- ・ 区役所、コミュニティセンター、公民館、学校などに「困った箱」を設置し、地域住民の声を集め、社会福祉協議会地区部会など地域の組織で発行している広報誌などに掲載し、地域住民に見てもらうことにより理解を図ります。

基本方針 2

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

(1) お互いを認め合った様々な交流の展開

【現状と課題】

高齢者、障害者、子ども、若者・・・すべての世代の中に、引きこもる人や心を閉じる人が増えています。特に、日中独居の高齢者や障害者の方の存在は地域の中でも気になります。

現在の制度の中でも交流の場づくりは進められていますが、対象者が縦割りになっています。対象者別の交流の場を充実させるとともに、現在行っているさまざまな交流の場を、高齢者と子ども、障害者と子どもというように、世代を超えた交流の場としても展開していくことが求められています。

また、関わる担い手やボランティアが増えていくことも大切です。

【具体的な取り組み】

ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充

対象者 高齢者、子育て中の親など

担い手 社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど

取組内容

- ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。
- ・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを増やしていきます。
- ・ 幼稚園や保育所、保健センター、公民館等と連携して進めていきます。

ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンとは？

ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会地区部会を中心に、公共の施設や学校の余裕教室・個人宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動です。

ふれあい・子育てサロン

社会福祉協議会地区部会を公共の施設や学校の余裕教室を会場に、子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりをしたり、情報交換をしたり、子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支え合う活動です。



《いきいきサロンの様子》



《子育てサロンの様子》

保育所や幼稚園での地域交流の拡充

対象者 子ども（障害児も含めて）とその保護者など

担い手 保育所（園）、幼稚園

取組内容

- ・ 保健センター、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校等と協力して、地域住民との交流を展開していきます。また、保育ボランティアの活用を図ります。
- ・ 障害のある子どもも参加できるように、保健師・ピアカウンセラー・保育士の参加を呼びかけ、障害児の通う施設との交流も行っていきます。
- ・ 現在、地域活動事業として行っている世代間交流などにも積極的に参加します。

ごはんを一緒に食べる機会づくり

対象者 高齢者、障害者など

担い手 社会福祉協議会地区部会、NPO、事業者など

取組内容

- ・ 現在、社会福祉協議会地区部会で行っているふれあい食事サービスを、小学校の給食室等活用できる場所の検討を行い、共に食べる場を増やしていきます。
- ・ 市民参加型の食事サービス事業者と一緒に、ごはんを食べる場づくりをすすめていきます。
- ・ 高齢者や障害者が利用するデイサービスやデイケアの場での昼食時に地域住民が参加できるように推進します。
- ・ 商店街を中心としたコミュニティレストランづくりを推進します。

ふれあい食事サービスとは？

社会福祉協議会地区部会を中心に、高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等で会食会を通じて食事を提供するサービスです。



《会食会の様子》

コミュニティレストランとは？

「安全安心な食の提供」・「障害者の働く場づくり」・「不登校の子どもたちの出口づくり」・「高齢者の会食の場づくり」・「循環型社会の拠点作り」等々のテーマをもって立ち上げて、地域住民の多様なニーズにあわせて、NPOなどが運営しているものです。全国各地で広まりつつあります。

公民館を利用した子どもの活動の充実

対象者 子ども

担い手 ボランティア、NPO、公民館など

取組内容

- ・ 土曜日の午前中に子どものために開放されている公民館のスペースの活用方法についてアイデアを募集し、その担い手を若者を含む大人から公募します。
- ・ 公民館主催の子どもを対象とした講座や地域交流の講座を活用します。

地区フォーラムでの意見（公民館主催の講座についての提案）

- ・ 伝承遊びの場作りを設定し、子どもが地域の高齢者から昔からの遊びを習う。
- ・ 地域の障害者に参加してもらい、子どもが福祉の出前講座を体験する。
- ・ 地区図書館に読み聞かせの出前講座をお願いし、子ども達に絵本や児童書の世界を体験させる。

いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流

対象者 高齢者、障害者、子どもなど

担い手 ボランティア、高齢者、いきいきプラザ、いきいきセンター

取組内容

- ・ 60歳以上の方を対象に、健康で明るく生きがいを高めることを目的とした施設であるいきいきプラザやいきいきセンターで、障害者や子どもたちと交流する機会を地域のボランティアや高齢者の皆さんとつくっていきます。安心して集える場にするために、職員やボランティアによるサポート体制が必要です。
- ・ 利用者同士のトラブルがなく過ごせるように、施設の職員がコーディネーター的機能を果たす必要があります。

学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施

対象者 子ども（障害のある子どもを含めて）、高齢者など

担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、
ボランティア、NPO、学校など

取組内容

- ・ 地域住民主体で、学校を活用して、子どもルームを利用できない子どもや障害児（ガイドヘルパー同伴も含め）の放課後等の居場所になるよう安全性に配慮しながらすすめていきます。
- ・ 高齢者など地域住民も参加できる交流の場になるよう推進します。
- ・ 小・中・養護学校の協力体制を図ります。
- ・ 総合的な学習時間を利用し、地域住民参加での活動を行います。
- ・ 文化祭や体育祭等に高齢者や障害者を招待し、お話を聞くコーナーをつくれます。
- ・ 空き教室の運営をNPOなどに依頼し、居場所づくりや情報交換の場とすることについて検討していきます。

地区フォーラムでの意見（総合学習についての提案）

- ・ 子ども達が地域に暮らす高齢者や障害者の家を訪ねて、交わりの中で悩み事を聞き、その解決策を行政やまわりのおとなと共に考える。
- ・ 高齢者や障害者とともに、まち探検をして、マップづくりをする。
- ・ NPOに福祉の出前講座を頼み、目が見えない、耳が遠い、足が思うように動かない、妊婦さんって、どんな感じなのか体験をする。
- ・ 学校の花壇やビオトープづくり行方。
- ・ コミュニティガーデンづくりをしている人などとともに、車いすでも楽しめるレイズドベッドの花壇づくり、校庭での花壇コンテストを他世代チーム方式で行方。
- ・ 学校図書館を活用して、高齢者による昔話語り、地域の人による読み聞かせ会を行方。

（２）誰もがぶらっと寄ることができる場づくり

【現状と課題】

誰でも知らないところや初めての場所へ行くのは不安です。ひとりでぶらっと訪ねても、疎外感を感じない場を求める人は多いようです。すでにある公共施設などの空間を活用しても憩いの場はつくれます。ただし、すでにある施設については、老朽化の修繕やバリアフリー化に向けた整備が求められます。

また、これからできる公共施設には地域福祉の拠点になるような、ほっとできる空間づくりを構想にいれていく必要があります。

地域の人が運営できる場になれば最高です。みんなのために役立ちたいという思いを抱いている人も地域の中にはいます。

気兼ねなく行けて、気軽に集えて、おしゃべりを楽しめる人たちに会える場をつくりましょう。

【具体的な取り組み】

自治会館の活用

対象者 高齢者、子育て中の親など

担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会など

取組内容

自治会館を所有している町内自治会の規則に応じて、誰もが気軽に活用できるように推進していきます。

社会福祉協議会地区部会主催の身近な相談場所やサロン、井戸端会議の場所など幅広く活用することが考えられます。

公民館・コミュニティセンターの活用

対象者 区民
担い手 ボランティアなど
取組内容

中学校区単位で整備されている公民館のホールや談話室などが、気軽に立ち寄ることのできる場となるよう推進していきます。また、コミュニティセンターについても同様に活用を推進します。

子どもルームの空き時間の活用

対象者 幼稚園や学校に行っていない子どもやその保護者など
担い手 市、社会福祉協議会、ボランティアなど
取組内容

子どもルームを子どもたちが利用しない午前中等に地域の集いの場となるよう推進します。

児童福祉センターの活用

対象者 子どもなど
担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど
取組内容

児童館的な場として活用していきます。

また、健常者、障害者も含めた地域住民の世代間交流の場として提供するとともに、様々なイベントや行事、休憩スペースなどを開催、開放できるよう推進します。

空き店舗の活用

対象者 高齢者、障害者、子育て中の親など
担い手 商店街、大学、NPOなど
取組内容

- ・ 商店街を中心に、大学やNPOなどと連携しながら、空き店舗を活用して、地域の身近な居場所（例えば、他世代交流の場、学生が主体となって展開する地域の居場所など）をつくることについて推進していきます。
- ・ 市で実施している商店街を支援する事業を活用し、取り組むことが考えられます。
- ・ 全ての商店街で実施することは困難であるため、実施する商店街を募り、モデル地区を設定し、実施することが考えられます。

地区フォーラムからの意見（空き店舗の活用方法）

- ・ 学生や福祉団体、学校、大学などのチャレンジショップを行う。
- ・ NPOや民間・市民事業者が福祉サービスやコミュニティレストランを展開する。
- ・ 地域住民が担い手になる事業（コミュニティファンド）をつくる。
- ・ 地域通貨を広げる拠点とし、空き店舗を市民が借りることのできる仕組みをつくる。
- ・ 「チャレンジセンターLETS木更津」のような感じで行えるとよい。

これからできる施設などについての活用方法の提案

対象者 区民

担い手 区民

取組内容

稲毛区には、今後、保健福祉センターが建設される予定です。保健福祉センターができることによって、使用しなくなる小中台保健センターの建物についても活用が考えられます。

また、現在区役所前などで建設中の新港横戸町線には緑地帯が作られ、新たな区民の居場所が生まれます。

このような施設などの活用について、（仮称）地域福祉推進協議会（第5章参照）等で、地区フォーラムで出された意見をもとに地域の声として提案していきます。

保健福祉センターとは？

保健福祉センターは、各区における“安心・すこやか市民サービスの拠点”を目指し、保健福祉にかかる相談やサービスを、総合的・一体的に提供できるようにするためのもので、各区で整備をすすめています。

稲毛区も今後整備をすすめます。

新港横戸町線とは？

美浜区新港を起点とし、花見川区横戸町を終点とする都市計画道路で、現在、美浜区幸町から穴川十字路までの区間で建設を進めており、平成21年度からの供用を目指しています。

この道路は、堀割構造としたことから、歩道部や蓋かけ部、沿道に緑の空間を創出し、人と人との結びつきが生まれる場として期待されています。

地区フォーラムからの意見（施設等の活用方法の提案）

保健福祉センター

- ・ 公民館、児童福祉センター、自治会館等で行なわれている『子育てサークル』に、保健師等を派遣し、幼児・保護者を対象とした仲間づくりの交流と育児についての情報交換、育児に対する不安や悩みの相談・解決に対応する。
- ・ 精神保健デイケア室が若葉の保健福祉センターで作られている。心の困ったことに直面している人にメンタルケアのできる精神対話士の派遣を行う。
- ・ 活動スペースについて、ボランティア活動の部屋はさまざまな活動分野の意見を入れて運営する。

小中台保健センター

- ・ 関係各課と連携し、地域の福祉活動関係者を主軸に常時相談のできる専門コーナー（子育て、健康、体力向上、栄養、生活一般）をつくる。
- ・ 介護予防施設として、東京都千代田区が公園につくった施設を参考に、室内に器具を配置し、リハビリの指導ができる人をおき、誰もが安心して、気軽に集える場所にする。

新港横戸町線の緑地帯

- ・ 障害者グループが種から育てた花苗を、コミュニティガーデンづくりの市民に提供するという循環をつくり、障害者の社会参加の場をつくる。
- ・ 地域住民主体のイベント、ミニミニまつりなどを住民企画で実行し、交流の場にする。
- ・ コミュニティガーデンづくりなどで園芸セラピーをとりいれ、高齢者や障害者にとっての癒しの場とする。

(3) 交通手段の確保

【現状と課題】

稲毛区内には、いきいきプラザや公民館などさまざまな施設が整備され、交流活動などを展開していますが、そこまで行くための交通事情が悪く、社会資源が有効に活用できない地域があります。そのため、高齢者などは、外に出る機会が少なくなり、社会参加しづらい環境となってしまう、閉じこもりへの要因にもなると考えられます。

そこで、家の近くを巡回するバスなどの交通手段の充実が求められています。

【具体的な取り組み】

交通手段の充実に向けて

対象者 高齢者、障害者など

担い手 市、事業者、NPOなど

取組内容

交通事情の悪い地域と主要駅、いきいきプラザ・コミュニティセンター・病院など公共施設などを回るバス等の導入が求められます。

手段としては、コミュニティバスの導入や社会福祉施設等の送迎バスの活用、NPOによる移送サービスなどが考えられますが、すぐに実行できるわけではありません。

他都市で実施している先行事例などを見ながら、市や稲毛区にあった形での交通手段の充実を図っていくことが求められます。

地区フォーラムからの意見（交通手段について）

- ・ スウェーデンで行われているフレックスルートや予約式ふくちふれあいバスを参考にする。
- ・ 社会福祉協議会やボランティア・NPOなどが有効に活用できるよう利用時間を調整し、利用者の状況によってドア・ツウ・ドアを行う。
- ・ 地域生活支援事業の中で送迎サービスと移動サービスをとらえて行う。
（グランドデザイン参照）

基本方針 3

身近なところで必要な情報を得ることができる 仕組みづくり

(1) 身近なところでの情報提供と相談

【現状と課題】

今日、行政・民間双方から様々なサービスが提供されるようになりましたが、サービスを必要とする人全体に、信頼できる情報が行き届いているかといえは疑問の余地があります。また、一方的に伝えられるだけでは自分に最も必要なものは何か選択するのは難しくなります。

地域で暮らし続けていくためには、情報の整理を行い、入手情報を充実させ、誰もが気軽に必要な情報を身近なところで得ることができ、自分が納得してどうするかを決定することが大切です。

また、気楽にいける場に相談窓口があり、必要に応じて情報提供や専門家への相談につなげるなどしてくれる体制が必要です。

【具体的な取り組み】

地域の情報の収集と発信

対象者 区民

担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員など

取組内容

中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。

奉仕提供者、各組織やグループ、委員の紹介、活動などを掲載したり、福祉マップづくりをしたりすることにより、福祉に関する住民の意識を高め、福祉を通して人と人との交わりを促進します。

発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。

ぷらっと寄ることができる場での情報提供

対象者 区民

担い手 ぷらっとよることのできる場の管理を行う人

取組内容

- ・ の情報と既存の情報とあわせて整理、充実させます。
- ・ 情報を必要とする人が、いつでも適切なものを取り出せるようにします。
- ・ 専門的な相談を受けるための情報も取り出せるようにします。

保健福祉総合相談窓口の活用

対象者 支援を必要とする人

担い手 福祉事務所

取組内容

保健福祉に関する情報を中心に、ひとつの窓口でさまざまなサービスの情報を得られる保健福祉総合相談窓口を活用します。

総合相談窓口として、より充実することが求められます。

保健福祉総合相談窓口とは？

保健や福祉のサービスの利用について、初めての相談を受け、利用者一人ひとりに適したサービスが受けられるよう、福祉事務所各課、保健所、保健センター等の担当と調整や引継ぎをし、サービス利用につなげるところです。

窓口は、区役所 2 階の福祉事務所内に設置されています。

こころの健康についての対応

対象者 こころの健康に不安を抱えている人、病を抱えている人及びその家族

担い手 民生委員・児童委員、保健センターなど

取組内容

- ・ うつ病など、こころの健康に不安を抱えている人や病を抱えている人、または、こころの病に気づいていない人に対して、周りの人々や家族から民生委員・児童委員、美浜区にあるこころの健康センター、保健所などの専門機関へ相談し、予防や治療に結びつけられるようにします。
- ・ こころの健康に不安を抱えている人や病を抱えている人の家族に対しては、専門機関による対応とともに、地域での声かけや支えが必要です。
- ・ 心の健康に対する正しい知識を身につけることも大切です。

(2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策

【現状と課題】

様々な災害を契機とし、年々、利己主義を超越した、互いに助け合うボランティア意識が高まり、教育現場でも福祉教育に力が注がれるようになりました。

しかし、一方では、利己的なマスコミ、メディア業者等による青少年にとって好ましくない情報が後をたたない状況もあります。

これらは、コンビニやインターネット、携帯電話、看板広告などを通して青少年の生活圏に侵入しています。

社会問題化した青少年による驚くべき犯罪も、これらの影響を受けているといわれています。何かのきっかけさえあれば、それに関心を持ち、惹かれてしまう青少年がいても不思議ではありません。青少年の成長にメディア環境は大きな影響を与えます。

青少年を取り巻く環境に大人が責任を持ち、常に見守る姿勢で、好ましくない情報に対しては見過ごすのではなく、真剣に取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】

啓発の充実

対象者 区民
担い手 市、関係団体など
取組内容

同じ意識で活動している個人、団体との連携を図り、活動の輪を広げ、違法看板や有害図書に対する啓発に努めます。

美化の日のキャンペーン

市では、毎年9月10日に青少年の健全育成にとって好ましくない看板を含めた違法看板などに対する啓発活動として、関係団体と連携して、美化の日のキャンペーンを行っています。

有資格者の育成及び見守り活動

対象者 子ども
担い手 青少年育成委員、町内自治会、ボランティアなど
取組内容

- ・ 市で行っている「屋外広告物適正化推進員制度」の研修を受け、資格をとると、青少年にとって好ましくない看板やビラなどの屋外広告物が自ら撤去できるようになるので、積極的に参加します。
- ・ 有害図書に対しては、現在、県の青少年育成条例に基づき、市の補導センターや補導員（約200名）が中心となって見回り活動を行い、改善を図っています。また、県は条例に基づき指導する立場として活動しています。そのような活動に地域も積極的に参加し、連携していくことにより、子どもたちの生活圏を地域で守るという気運につなげていきます。
- ・ これらの活動を市や県と連携して実施し、目に見える形で改善されていくことが大切です。

屋外広告物適正化推進員制度について

市民に、道路にある電信柱の張り紙やたて看板など、青少年の健全育成にとって好ましくないものを含めた全ての違法看板に対して撤去できる資格を持たせる制度です。

市で実施している研修を受けることにより、資格を持つことができ、青少年育成委員など現在173名の方が活動を行っています。

(3) 権利擁護・成年後見制度の推進

【現状と課題】

判断能力が十分でない方が地域福祉権利擁護事業を利用し、契約に基づき事業の提供を受け、自立の努力をしています。

また、成年後見制度が始まり、判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等が安心して暮らすための取り組みが始まっています。

しかし、制度を知らない方も多く、また利用者にとっては、費用面など利用しづらい面もあり、今後この制度を普及させていくための取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援

対象者 知的障害者、精神障害者、認知症の判断能力のない方
又は不十分な方

担い手 市、社会福祉協議会

取組内容

- ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度について、情報を提供し、多くの方に知ってもらうことにより利用の促進を図ります。
- ・ 身寄りのない方や親族等で後見人になれる人がいない方にも利用できるような制度が必要です。
- ・ 生活保護を受けている人など市長が申し立てできるようになっていますが、成年後見制度を利用するには、費用がかかるため、低報酬で利用できる仕組みを作る必要があります。
- ・ 社会福祉協議会、ちばし権利擁護センターの充実を図ることが求められます。

権利擁護事業とは？

高齢者や障害者などで判断能力が十分でなく日常生活に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するために手続きや日常的な金銭管理などを代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるように支援する制度です。

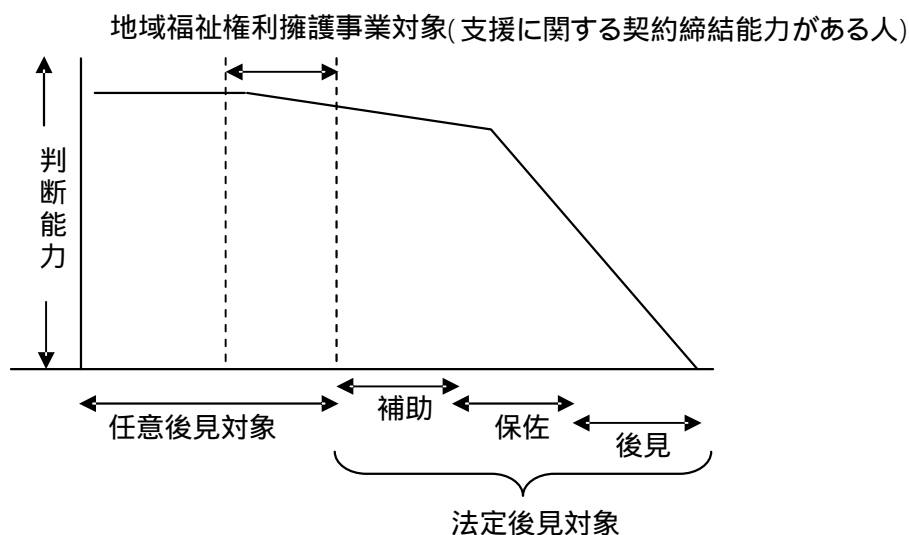
成年後見制度とは？

判断能力が不十分な人（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人が預金の解約、福祉サービス契約締結などをする必要があっても判断能力が全くなければそのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合であれば、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。

そこで、このような方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理する活動を行います。

（成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との関係図）



コメント(知的障害者を持つ母親より)

親がいなくなったときの金銭管理、財産管理、心情管理が心配である。この制度が誰でも利用できるようにとの希望がある。

また施設より入所の方々が後見人をつけて欲しい人がいる。ただし、費用と報酬について心配である。

基本方針 4

人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域の連携プレー

(1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り

【現状と課題】

地域住民同士の助け合いは、町内自治会や民生委員・児童委員などの活動を中心に、さまざまな取り組みが展開されてきました。それらの活動は、地域での私たちの毎日の暮らしにとって、現在でもかけがいのない役割を果たしています。

それらの人・組織は、地域によっては、連携・協力をとって、さまざまな活動を展開していますが、昔のような地域のつながりが薄くなっているため、全ての地域でそのような形がとれているわけではないようです。

より良い地域にしていくためには、人・組織が今の時代にあった形で、連携・協力することが不可欠です。

【具体的な取り組み】

地域で活動している人・組織との連携・協力

対象者 区民

担い手 町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会など地域で活動している人・組織

取組内容

- ・ 地域で活躍している人・組織が所有している情報を共有し、それぞれの地域にあった形で連携・協力し、「遠くの親戚より近隣で生活する身近な人により支え合い助け合えるより良い地域」を目指します。情報は、プライバシーの観点から十分な配慮が必要です。
- ・ 人・組織が行っている活動や役割を地域の人に知らせます。
- ・ 市や専門機関とも連携・協力して行います。

元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り

対象者 支援を必要としている人

担い手 元気な高齢者、子ども

取組内容

- ・ 元気な高齢者の中で、地域のために何かしたいと思っている方を募り、何ができるのかを把握し、これまでの経験や知恵を活かすことも含め、地域での活動に参加してもらいます。ゴミ出しや見守り活動、買い物などちょっとしたことから、パソコンの指導など様々な活動が展開できるのではないのでしょうか。
- ・ 見守りや支援活動を子ども達も地域の一員として取り組めるような仕組みをつくることも目指します。

一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策

対象者 一人暮らし高齢者、障害者など

担い手 民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会など

取組内容

民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者や障害者などについて、今まで行っている活動を推進するとともに、他の対策でよい効果が得られないか検討し、実践していきます。

訪問活動は、一人暮らし高齢者などの安否確認にもつながります。

引きこもり防止のための事例（梅干を活用した引きこもり防止訪問活動）

民生委員・児童委員が訪問してもなかなかドアを開けてくれない、話もしてくれない一人暮らし高齢者のお宅への訪問に際して、ある都市では、「梅干等」の手土産をもって訪問しているそうです。

それによって、お宅に入れてもらえることも容易になり、顔なじみとなって会話も弾み、社会との接点をうまく作り出し、例えば、サークルを紹介する、近所に祭りがあれば一緒に出かける、介護保険についての相談を受けるなどの活動を行うことが可能になり、引きこもりの防止につながる場合もあるそうです。

(2) 新たな形での支援や見守り

【現状と課題】

今日、子育てや介護等、暮らしの中での「困った」が地域の中にあふれています。それらは「福祉サービスで対応できること」の一方で、「福祉サービスを受けるほどではないが毎日の暮らしの中ではとても不自由なこと」があります。このような「困った」に対して、身近に暮らす地域住民同士で手を取りあっていく仕組みづくりが必要です。

それは、「困った」を拾い上げ、それに対応できる組織や個人を探し、協力・連携を要請し、ともに問題解決を図り、その経過を見守る体制ではないでしょうか。

今まで展開してきた仕組みとともに、新たな形での支援や見守りの形が期待されています。

【具体的な取り組み】

コーディネート組織の設置

対象者 支援を必要としている人

担い手 区民

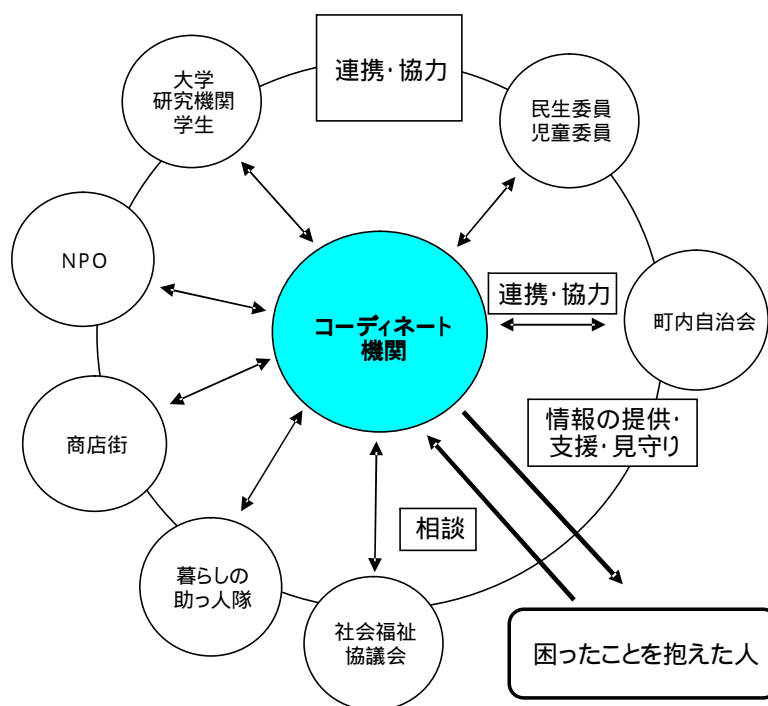
取組内容

- ・ 区民の中で有志を募り、コーディネート組織を立ち上げます。
- ・ 主な役割は、以下のとおりです。

| |
|----------------------------|
| 相談機能（電話による対応だけでなく、訪問なども実施） |
| 情報発信 |
| 暮らしのニーズ調査 |
| 身近な生活支援につなげるための連絡調整 |
| など |

- ・ はじめは、具体的にどのように進めていくか、何ができるのか検討会を開催し、少しずつ活動を広げ、最終的には、中学校区単位くらいごとにコーディネート組織が立ち上がり、毎日活動しているような地域を目指します。
- ・ 相談や支援に対しては、プライバシーの問題や組織の信頼性、トラブル時の対応、運営方法など、課題もあります。慎重に検討しながら、進めていきます。
- ・ コーディネート組織が機能していくためには、地域で活動している人や組織、大学などの協力・連携が不可欠です。賛同していただけたらと少しずつネットワークを拡げていきます。

(コーディネート組織のイメージ図)



コーディネート組織の活動例 (訪問介護のヘルパーの対応に対する相談)

例えば、訪問介護のヘルパーの対応が悪いがどうしてよいかわからない、一人暮らしのためになかなか苦情をいえないという高齢者がいるようです。

そこで、コーディネート組織に相談をし、民生委員・児童委員や介護相談員、地域で専門知識のある方につなげ、一緒にお宅に訪問して、対応できれば、より安心してサービスを受けることができるでしょう。

暮らしの助っ人隊の結成

対象者 支援を必要としている人

担い手 区民

取組内容

- ・一人暮らし高齢者などの話し相手やゴミ出し、買い物など日常生活の中のちょっとしたことに困っている人に対する支援などに協力してくれる住民を募集し、「暮らしの助っ人隊」をつくります。
- ・地域の組織や、コーディネート組織などと連携・協力し、区民のニーズに対応する活動を展開します。実際のサポートは、プライバシーの保護を考慮し、市、民生委員・児童委員、町内自治会などとの連携・協力のもとに活動を展開していきます。
- ・有償化についても検討していきます。

障害のある方のいるご家族は些細なことから「困った」が生まれる

家族が病気になってしまったとき、障害のあるお子さんのいるご家庭では、お子さんを預ける場が見つからなければ、なかなか受診できないというのが実情のようです。また、小さいお子さんがいるご家庭もふくめて、兄弟の授業参観などに出席が難しいなどの話もあります。

そういったとき、子育てをしてきたベテランママさんやヘルパー資格をもっている方など、その「困った」への配慮と協力があれば、簡単に解決できることもあるのです。また、子育てをしていく上での不安もそんな縁から相談できるご近所があれば、安心して暮らしていけるのではないのでしょうか。

安否確認を兼ねたゴミ出しサービス（他都市の事例）

毎日の暮らしでのささいなこと、例えば、ゴミ出しは、一人暮らしの高齢者で足腰の悪い方にとってはとても苦勞が多いといえます。

そこで、我孫子市や野田市では、市の事業として、ゴミ収集業者が家に直接訪問し、安否確認を兼ねてゴミ出しサービスを行っています。

千葉市でも、ゴミ収集業者に連絡し、安価で直接家まで来てゴミの収集に対応してくれる場合があります。

大学や学生も参加するまちづくり

対象者 支援を必要としている人

担い手 大学、学生

取組内容

- ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く所在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。そのような学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。
- ・ 学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、各組織と連携し、実践に取り組みます。
- ・ 大学や研究機関とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。
- ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。

基本方針 5

緊急時に備えた日頃からの取り組み

(1) いざというときに必要な情報把握

【現状と課題】

健康上の問題や災害時などあらゆるいざというときに、自ら声を出せず助けを必要とするとき、その人の氏名、住所、緊急時の連絡先などの情報を把握することが必要だと考えられます。

いつ起こるかわからない、いざというときの備え、そのような情報の整理について取り組むことが欠かせないと考えます。

安心カードの作成と活用

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 対象者 | 高齢者、障害者など |
| 担い手 | 社会福祉協議会、社会福祉協議会地区部会、 民生委員・児童委員、など |

取組内容

- ・ 社会福祉協議会地区部会や民生委員・児童委員が中心になって、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、緊急時などに必要な情報として役立つ安心カードを地域に住む高齢者や障害者などに対し、配布します。
- ・ 在宅中のときは玄関などの発見しやすい場所に、外出するときにはそれを持っていってもらい、いざというときに役立つような対応ができるようにします。
- ・ 地域に安心カードについて周知し、有効に活用できるようにします。

安心カードとは？

地域に住む高齢者などに配布し、氏名や住所、緊急時の連絡先、地域の民生委員・児童委員などを記載し、健康上や災害時などの緊急時のときに本人の把握など、最低限必要な情報をあらかじめカードに記入しておくことによって、発見者など誰もが対応できるようにしておこうというものです。

すでに一部の地域で実施しているものです。

(安心カード例)

寿カード

(表面)

| | | | | | | | |
|-------|----|--|--|-----|----|---|----|
| 氏名 | | | | 明大昭 | 年 | 月 | 日生 |
| | | | | (西暦 | 年) | | |
| 住所 | | | | 電話 | | | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | | | | 続柄 | | |
| | 住所 | | | | 電話 | | |
| | 氏名 | | | | 続柄 | | |
| | 住所 | | | | 電話 | | |

(裏面)

| | | | | | | | |
|-----------------------|----|--|--|----|----|--|--|
| 民生委員 | 氏名 | | | | 電話 | | |
| かかりつけの病院名 | | | | 電話 | | | |
| かかりつけの病院名 | | | | 電話 | | | |
| 緊急時に必要なもの | | | | | | | |
| 保険証・介護保険被保険者証 | | | | | | | |
| タオル バスタオル フェイスタオル | | | | | | | |
| 寝巻き・下着・洗面用具・ティッシュペーパー | | | | | | | |
| その他(各自必要とするもの) | | | | | | | |

(2) 災害時などの支援体制の構築

【現状と課題】

災害発生時に援護を要する人（高齢者、身体障害者、精神障害者、難病の方等）は、避難場所までの移動、避難場所での必要なものの確保、避難場所での生活などについて、日頃から不安を抱えています。

一方で、そのような人々がどこに住んでいるのかを把握することができず、災害発生時に行動をとることができないことも想定されます。

これには、地域全体で、普段から近隣との連携を密にし、接触を図る必要があります。

また、災害時の対応について、きちんと把握をしておくこと、日頃から備えをしておくことが大切です。

【具体的な取り組み】

災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施

対象者 区民

担い手 町内自治会、要支援者団体など

取組内容

- ・ 町内自治会や要支援者団体等で消防署の職員等の災害時対応の専門家を呼んで、災害が起きたときの対応、または日頃の備えなどについて講習を受けます。また、お互いの意見交換の場としても行っていきます。
- ・ 避難訓練を行いますが、参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、普段から近隣との情報交換や積極的な交流が大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織についてもすすめていくことも必要です。

要支援者に配慮した避難所の設備の検討

対象者 支援を必要としている人

担い手 要支援者団体、総合防災課など

取組内容

要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保その他カーテンを設ける等要支援者にとって必要不可欠なものに対する検討を推進していきます。

(3) 地域でできる防犯の取り組み

【現状と課題】

近年、児童や高齢者などのいわゆる弱者をねらった犯罪が多発しているうえ、犯罪の種類も多様化しており、警察だけにその対策を頼るのも限界があるといえます。もちろん、誰もが犯罪の被害者になりうるわけで、市民自らが、あるいは地域単位で犯罪対策に取り組む必要性が出てきています。

とはいえ、犯罪対策は容易ではありません。犯罪者（未遂者）を目の前にした場合は、危険を伴いますので、まず自分の身を守ることを最優先に行動すべきでしょう。

そこで、犯罪を未然に防いだり、回避したりするために、個人や地域レベルでできる対策で、無理なくできることから取り組んでいくとよいのではないのでしょうか。

もちろん、警察等、専門的機関との連携は不可欠です。ただ、基本になるのは「地域コミュニティ」です。コミュニティを機能させ、普段からいい意味で地域の人々の「目」が行き届くようになれば犯罪は減ってくるでしょうし、逆に、犯罪対策の取り組みが「地域コミュニティ」をつくることにつながる効果も期待できます。

【具体的な取り組み】

防犯マップの作成と活用

対象者 子ども、高齢者など

担い手 子ども、町内自治会など

取組内容

- ・ 既に回覧板等で周知されている地域もありますが、ひたたくりや痴漢等の犯罪が発生した場所や時間など、地域の犯罪に関する情報を効果的に市民に伝える取り組みをします。例えば、「防犯マップ」を子どもと一緒に作り、配布するだけでなく、街中の掲示板等に貼りだしたりします。マップづくりは、まず掲載する情報を整理・収集する必要があることなどから、モデル地区を選定し実施します。
- ・ 単に「ひたたくり注意」といった看板を適当に立てるのではなく、実際に発生した箇所に注意を促す看板等を設置するなどし、住民に注意を呼びかけるとともに、抑止を図ります。
- ・ 子どもにとって危険な箇所についても、マップを活用することが考えられます。

「子ども110番の家」の拡大・活用

対象者 子ども

担い手 青少年育成委員など

取組内容

- ・ 「子ども110番の家」と同様の取り組みは、青少年育成委員会等からの発意により各地域で独自に行われていましたが、地域によって呼び方やステッカーのデザインが異なるなど、住民にとって活用しやすいものにはなっていませんでした。現在は、青少年課で統一したステッカーを作成しているので、区内全域で統一したものにしていきます。
- ・ 協力していただける家庭や店舗に対し、趣旨や安全確保上の留意事項などをきちんと理解していただき、やみくもに拡大するのではなく、いざというときに実際に利用できる、利用しやすいものにします。

子ども110番とは？

青少年育成委員会が主体となって、児童・生徒の登校下などの安全対策を確保するため、地域住民に協力してもらい、自宅を緊急避難場所として活用することを依頼しているものです。

子ども110番の家には、すぐわかるように専用のステッカーが貼られています。

次世代育成支援行動計画の基本施策25「子どもを犯罪から守る」の事業としても記述されています。



《ステッカー》

商店街・企業等と連携した取り組み

対象者 区民

担い手 商店街、企業など

取組内容

防犯は地域ぐるみで取り組む必要があります。そこで、商店街や企業等と連携して、例えば、すべてのお店が「子ども110番の家」になっもらう、あるいは商品を配達する車にステッカーを貼ってもらうなど、防犯の取り組みについて、意識・やる気が高い地域をモデル地区に選定し、地域で一体となって実践します。

企業の取組事例

バス会社の平和交通と団地交通では、路線バスの車体に、不審者などに追われたときに子どもが駆け込める目印となるステッカー（「子ども110番・こまった時はこのバスに！」と書かれている）の張り出しをしています。

また、郵便局の配達員（バイクや自転車の運転手）が、地域の防犯に目配りをしているというような話も聞いたことがあります。

こうした企業の社会貢献活動をもっと周知するとともに、より効果のあるものにすべく、地域住民と話し合ったりするとよいのではないのでしょうか。

第5章

計画の推進に向けて
(現在作成中です。)

1 稲毛区地域福祉計画福祉計画推進協議会の設置

2 地区フォーラムからの活動展開

内容については、検討中です。

資料編

1 稲毛区地域福祉計画策定の経過

(平成16年)

| <i>開催日</i> | <i>会議名</i> | <i>開催内容</i> |
|------------|------------|---|
| 4月24・25日 | 第1回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 計画の位置づけや進め方を事務局が説明 |
| 5月22・23日 | 第2回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 日常の生活や福祉活動を通じ感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有 生活課題をグループ化し、キーワードの設定を行う |
| 6月19・20日 | 第3回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 生活課題の検討順を決め解決策の検討開始 |
| 7月25日 | 第1回区策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 各地区フォーラムの取組状況を発表 |
| 8月28・29日 | 第4回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 |
| 9月11・12日 | 第5回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 |
| 21日 | 第1回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 合同フォーラムについて |
| 10月24日 | 合同フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 各地区フォーラムでの検討内容を取りまとめ発表 |
| 11月20・21日 | 第6回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 |
| 12月11・12日 | 第7回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 |

(平成17年)

| <i>開催日</i> | <i>会議名</i> | <i>開催内容</i> |
|------------|------------|---|
| 1月11日 | 第2回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方、まとめ方について検討 |
| 15・16日 | 第8回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 |
| 2月5日 | 第3回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討 |
| 19・20日 | 第9回地区フォーラム | <ul style="list-style-type: none"> 解決策の検討 基本方針の検討 |
| 23日 | 第4回作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討、作業部会案決定 |
| 26日 | 第2回区策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の検討、決定 |

| <u>開催日</u> | <u>会議名</u> | <u>開催内容</u> |
|------------|-------------|--|
| 3月 9日 | 第5回作業部会 | ・ グループに分かれて基本方針ごとに計画書の作成 |
| 19日 | 第10回地区フォーラム | ・ 解決策の検討 (千草台中学校・緑が丘地区、轟穴川・301(作草部・天台)地区のみ開催) |
| 26日 | 第6回作業部会 | ・ グループに分かれて基本方針ごとに計画書の作成 |
| 4月 9日 | 第7回作業部会 | ・ グループに分かれて基本方針ごとに計画書の作成 |
| 25日 | 第8回作業部会 | ・ グループに分かれて基本方針ごとに計画書の作成 |
| 5月16日 | 第9回作業部会 | ・ グループに分かれて基本方針ごとに計画書の作成 ・ 今後の進め方について |
| 21日 | 第3回区策定委員会 | ・ 素案の検討 |
| 6月22日 | 第10回作業部会 | ・ 基本目標の検討 |
| 7月 2日・3日 | 第11回地区フォーラム | ・ 素案の検討 ・ 基本目標の検討 |
| 23日 | 第11回作業部会 | ・ 基本目標の検討、作業会案決定 |
| 8月 8日 | 第12回作業部会 | ・ 素案の検討 ・ 今後の進め方について |
| 20日 | 第4回区策定委員会 | ・ 素案の検討 |

3 区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区地域福祉計画の策定をおこなうことを目的に設置する、「区地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区地域福祉計画案の検討及び作成に関すること。
- (2) その他、区地域福祉計画案作成に必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は地区フォーラムにおいて選出された委員24人及び学校関係者1人をもって組織する。

2 委員は、地区フォーラムの次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 要支援者
- (2) 公募委員
- (3) 地域住民
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営む者

3 学校関係者については、小中学校長会より推薦を受けた者を委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(作業部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項についての検討に資するため、審議事項について検討及び協議する作業部会を置く。

2 作業部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行し、区地域福祉計画の策定の日をもって効力を失う。

4 作業部会員による調査報告

作業部会を中心に計画書をまとめていく中で、有志の委員の皆さんが、他都市の施設の現地視察や支援費制度に関する調査を行いました。

(1) 介護予防施設現地視察

2005年4月14日に作業部会員の有志5人による千代田区にある介護予防施設「いきいきトリムコース」の現地視察を行いました。

介護予防具の予算は777万円とのことでした。

現地を見ての感想は、自分の体力に合わせてチェックできる記録表もあってよかったのではないかということ。また、子どもと一緒に楽しめるのではないかと思いました。

しかし、屋外（公園内）に設置されているため、風雨にさらされてしまうので、器具が汚れていたことが気になりました。

今後、介護保険でも、予防に対する取り組みが強化されていくので、このような施設が千葉市でも設置されていくことが望めます。

(現地視察の様子)



5 地区フォーラムからの広報誌の発行

区民に地区フォーラムの取り組み状況をお知らせするために、委員の作成による広報誌を発行しました。

稲毛区の地域福祉計画

——共に支え合い助け合うまちづくり——

稲毛区地区フォーラム ニュース NO. 1

発行 平成16年11月20日
 発行責任者 千葉市保健福祉総務課
 TEL 043-245-5158
 FAX 043-245-5546
 ホームページ
<http://city.chiba.jp/hokenfukushi/so-mu/chiikifukushikeikaku>

稲毛区「地域福祉計画」の合同フォーラム開催

——各地区的な討議内容を発表——

稲毛区で、四地区（山王・草野・緑が丘・轟穴川・三〇一）「稲毛・稲丘・小中台」に分かれて稲毛区の福祉の課題を討議する地区フォーラムが平成十六年四月に設けられました。今回、それぞれ現時点での討議内容を発表する合同フォーラムが、十月二十四日午前九時半から稲毛区役所の講堂で開かれました。



稲毛・稲丘・小中台地区の発表

このフォーラムは、平成十二年に改正された国の社会福祉法に基づき、千葉市が区ごとに地域福祉計画を策定し、さらにそれを積み上げて市の地域福祉計画を策定するために設けられたものです。工程表では十六年度十七年度の二年間かけて計画を策定する予定になっています。福祉の問題は、従来の公的サービス中心のやり方では限界があり、公・民の共同作業で「共に支え合い助け合うまちづくり」をするにはどうしたらよいか共通の課題となっています。そのため、フォーラムの委員は、公募委員、要支援者、地域住民、福祉の現場に携わっている人など

稲毛・稲丘・小中台地区フォーラムの発表

・地域住民を主体とした学校開放を！
 学校を開放して、学童クラブを学校に吸収し、クラブに入っていない児童も遊んでよいこととする。地域のボランティアが主体となって運営し、学校ではなく、行政が責任を負う。実現のためには、「学校の敷地は地域の財産であり、地域のために使用するべき」との考え方で学校側の意識を改革してもらう。
 ・地域住民の「交流館」を！
 小中台保健センターが保健福祉センター内に移転した後の建物で、地域の誰もが利用できる「地域の交流館」とし、交流の場の拠点にする。
 ・「いきいきプラザ」に運営委員会を！
 「いきいきプラザ」を利用してよいと思っても、歩くのが辛い人は利用しにくい。巡回バスは無理か。囲碁、将棋、カラオケなどは、若い人がなかなか参加しにくい雰囲気がある。どうしたらよいか分からない、などの問題がある。地域の意見をい

きいきプラザ」に反映させるために「運営委員会」を設けてはどうか。
 ・成年後見制度」を社会福祉協議会で
 判断能力が不十分な人（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法的に保護し、支える制度で、裁判所が選んだ援助者が、本人の意思を尊重しながら、必要な代理行為、たとえば財産管理などを行なう制度。それを社会福祉協議会が扱ってどうかという提案。
 報告されたのはごく一部で、「稲毛・稲丘・小中台」地区フォーラムでは十八名の委員を二グループに分け、次の課題を順次検討しています。
 ① 交流・居場所・社会参加
 ② サポート・身近な生活支援
 ③ サービスの質の向上・在宅ケア・身近な生活支援・自立支援
 ④ 安全
 ⑤ 就労
 ⑥ ボランティア・NPO活動等
 稲毛・稲丘・小中台地区フォーラムの委員は以下のとおり。
 飯田博子（委員長）、伊藤忠房、漆原和世、大坂雄生、押尾剛、神田勇、木本清子、栗田吾久雄、波平美紀、原八代重、福澤健一、藤川勇、藤田和子、牧野弘子、町田隆子、松井利之、山崎一夫、横澤妙子。

山王・草野地区フォーラムの発表

・「居場所・交流・社会参加・交流」の解決策
 誰でも、気軽に、安全に参加できる場所をめざして。
 ・（高齢者の居場所・交流）身近で気楽な「いきいきサロン」を増やしていきたい。教職員住宅の空き家を活用してグループホーム化を図る。
 ・（高齢者・障害者の交流の場の確保）学校を開放したり、自治会館や市営住宅の空き部屋を利用する。
 ・（社会参加）日常的に障害者児を見かける社会にしたい。家にこもりがちな障害者児の親の考え方を増やしていく。人と接する機会を増やす。それにはボランティアの確保が必要。
 ・（交通）「いきいきプラザ」等の送迎バスの有効利用を図る。空き時間の活用、交通の便がよくない地域の活用など。
 ・（身近な生活支援・緊急時の支援・見守り）の解決策
 ・（障害者児に関すること）親がかりでない一連の制度がほしい。養護学校卒業後の施設が不足している。学校を開放できないか。
 ・（人材育成・福祉教育・心のバリアフリー・ボランティア）の解決策
 ・（高齢者）施設では自分で動ける人でも、介護者が車椅子を使用していることがある。寝たきりにさせないようにするためにボランティアの養成が必要。
 ・在宅の場合は、できるだけ地域で暮らしていくためのサポート体制を作ることが重要。
 ・（障害者）知的障害者は一般の行事などで接する場を設け、人に受け入れられにくい。学校の行事などで接する場を設け、一般的な人が意識を広げられるような機会を作る。身体障害者は、困っているにもかかわらず、貸し出せない。心の触れ合う場をいかに設けていくかが大切。
 ・（ハードのバリアフリー）の解決策
 最低でも、公民館やコミュニティセンターなど地域住民が集まる場所は、全館、車椅子を使えるようにする。
 ・「情報」の解決策
 障害者同士が集える場所がない。守秘義務が壁になり、

誰がどこに住んでいるかも教えてもらえない。自治会の中に、地域を把握して福祉関係に責任を持つ世話を立て、民生委員、育成委員などが自治会に積極的に参加するようなシステムを作る。子どもにとって有害な図書、広告、看板などを一掃する意見書を出す必要がある。

轟穴川・三〇一地区フォーラムの発表

次の9つのキーワードを検討。
 ① 居場所づくり
 ② 社会参加

千草台中学校・緑が丘地区フォーラムの発表

・「交流・こころのバリアフリー」
 ・「社会参加・バリアフリー」の解決策の検討
 ・（高齢者の交流）町内会の行事に出たがらない人が多し。老人クラブへの参加者も少ない。それは、高齢者といっても年齢、家族構成、経済状態などによって温度差があるからだ。行政と民間、それぞれのノウハウを提供しあって、ネットワークを組むことを希望する。
 ・（障害者について）視覚障害者にとっては、公共交通機関の利用のしにくさ、買い物の不便さ、生活用品の説明書の配慮のなさなどが困ったこと。聴覚障害者はせめて大きな駅では手話通訳者を置いてほしいと思う。また知的障害者は学校卒業後の行き先がない。施設数が足りない。市として施設を増やす等の受け皿を確保してほしい。
 ・地区フォーラムでは、今後、障害者の生活実態の把握、高齢者の孤独死の問題、独居の高齢者のごみ出しの問題等を取り上げていく予定。

自立支援 ③権利保護 ④情報
の共有 ⑤見守り ⑥子育て・
子育ち ⑦交通問題と公共施設
のバリアフリー ⑧住宅政策
⑨ボランティア・NPO活動
⑩ボランテア・場所(施設)
はあっても、対象者が限定的で
あったり、参加する人がいつも
決まっていたり、居場所として
機能しない例もある。居場所づ
くり」とは、孤立させないため
にどうするかを考えることであ
る。他の都市の状況を調べたり、
既存の施設を活用して、世代を
超えて交流できる方法を考えた
い。(社会参加・自立支援) 市民の

認識、意識の問題がある。困っ
ている人に何気なく声をかける
など、助け合いがでなくなっ
ているように感じる。この背景
には、しつけや学校の教育のほ
か、周りに障害者がいないので、
接し方が分からないということ
があるのではないかと。
(フオーラムの今後の課題)フ
ォーラムに参加していない。あ
るいは参加できない市民の意見
をどのようにくみ上げるかとい
うことがある。また、福祉の問
題に関心の薄い人たちが巻き込
んでいくことも、「地域福祉計
画」策定のうえで重要になって
くるだろう。



各地区の発表を聞いている委員の皆さん。稲毛区4地区合計で、65名の方が計画策定に参加しています。

（講演） 「市民主体のまちづくりを」

淑徳大学講師 山本 美香

①「地域福祉計画」とは何か
②「ガバメントからガバナンス」
へ ③「協働」ということ ④
デンマークに学ぶこと ⑤新し
いまちづくりへの道——の順で
お話をさせていただきます。これ
① 地域福祉計画で大切なのは、
市民参加ということです。これ
は、今までさんさん言われたこ
とですが、ただ参加するのでは
なく、市民が主体となって計画
を立てていく、「参加から主体
へ」、というのがポイントです。
介護保険制度が始まり、福祉
サービスは民営化、市場化が進
行しています。そのサービスで
買える人はいいのですが、買え
ない人はどうするのか。行政に
頼るのではなく、市民が主体と
なって地域の中で相互扶助でや
っていく、生活の権利を守って
いく、そういう考え方が必要に
なってきました。
②「ガバメントからガバナンス
へ」を分かりやすく表現すると、
「行政主導型から市民主導型

へ」ということで、これは世界
の大きな流れになっていきます。
行政一極集中から、市場、市民
を加えたトライアングルでやっ
ていこうというものです。
③コミュニティ・ガーデンとい
うのをご存じですか。これは、
文字どおり、地域で緑づくり、
花壇づくりをやっていくという
ものです。アメリカではたい
へん盛んで、一緒に花を植えた
り、木を植えたりと、協働作業
をすることによって、環境がよ
くなるだけでなく、コミュニケ
ーションがよくなり、生きがい
の発見や心身の健康にも効果が
あるという活動です。
④デンマークは福祉国家として
知られていますが、一人当たり
の所得が日本と同じくらいの生
活大国でもあります。消費税2
5%、所得税0%と税金は高
いのですが、その代わり教育費、
医療費はタダです。この国では、
福祉に関して「自己決定」「主体
的参加」「影響を与える」の三

つのキーワードがあります。
例えば、痴呆性の高齢者が施
設に入るときは、納得のいくま
で説明して自己決定する。精神
障害者が個室を与えられ、イン
テリアや献立は自分で決めます。
また、選挙で選ばれるボラン
ティアの高齢者を回って生活上の改
善点があれば、どんな行政に
提案していくという政治への主
体的な参加が当たり前になって
いて、私たちが学ぶことの多い
制度だと思えます。
⑤ある雑誌に有料老人ホームな
どを利用した高齢者が、結局は
自分が住んでいた家に戻ってきた
という話載っていました。その
方は、病で倒れた他の入居者
を見て、自分の終の棲家は地域
にあつて、地域のネットワーク
に支えられるのがもっとも安心
できると感じたそうです。そん
なまちづくりを目指していきたく
いものです。(講演要旨)(文責
大坂)

くみどりがくれる贈り物>

●花やみどりがもつ不思議な力

『プラムおじさんの楽園』そして『リズ・クリスティガーデン』で、人々は花やみどりがたくさん贈り物をもらいました。それらの贈り物は、さらに多くの人たちと分かち合うことで、みんなの暮らしをより豊かに、潤いのあるものにしていきました。花やみどりに、何やら不思議な力が秘められているようです。『プラムおじさんの楽園』を再び訪ね、住民たちがもらった数々の贈り物を整理しながら、花やみどりが私たちの暮らしにもたらしてくれるさまざまな効果や効用について、今一度考えてみることにしましょう。

まずはじめに、プラムおじさんは自分の家の庭づくり(ガーデニング)を通して、次のような贈り物をもらいました。

<ガーデニングから得られる効果・効用>

- ・生きがいの発見 ・希望や目標の設定 ・心身の健康増進 ・園芸知識や技術の習得 ・向上心の芽生え ・生活環境の向上 ・美意識の発達
- ・幸せのおすそ分け ・友達づくりや、そのきっかけづくり・自信や誇りの創出
- ・達成感、充足感の獲得

そして、次にお隣のボターさんや長屋の住民たちは、プラムおじさん庭から次のような贈り物をもらいました。

<ガーデニングから得られる効果・効用>

- ・美しい風景のおすそ分け(景観の共有化) ・やさしい競争心の芽生え
- ・コミュニケーションの広がり・生活環境への気づき ・コミュニティ環境の向上(点から線への広がり)
- さらに、みんなで協働してつくり上げたコミュニティガーデンから、長屋の住民たちは次のような贈り物をもらいました。

<コミュニティガーデンから得られる効果・効用>

- ・コミュニティの絆づくり ・地域への愛着や誇りづくり ・コミュニティの個性づくり
 - ・食べ物生産による経費の節約 ・エコロジーへの関心の高まり
 - ・生態系についての学び合い ・まちづくり活動の拠点づくり(線から面への広がり) ・ヒューマン・ランドスケープの創出(人をなごませる環境デザイン)
- 短いお話から読みとれる贈り物だけでも、こんなにたくさんありました。

☆

●みどりの贈り物に着目した、アメリカのコミュニティガーデン

今度は、『リズ・クリスティガーデン』を訪ね、なぜアメリカ社会でコミュニティガーデン活動が全米規模で盛んになっていったのかを探ってみることにしましょう。

アメリカのコミュニティガーデンは現在、ニューヨーク都市圏だけでも大小2万か所をこえるといわれ、全米に点在するガーデンの組織はかなりの数に上ります。これほどまでに広がりを見せたその背景には、1980年代以降、都市の中心部に空き地が増え、生活環境が著しく荒廃しはじめたこと、自給自足による生活費の節約や食べ物への安全性に対する関心の高まり、といったことがあげられます。

けれども、理由はそれだけではありません。人々の心をとらえたのは、そこが『プラムおじさんの楽園』だったからにほかなりません。植物を育てることや協働作業から得られる感動や喜び、さまざまな効果・効用を多くの人が身をもって体感したことが大きな要因のひとつになりました。

「コミュニティは住民の手でつくるもの」という考えが市民層にいきわたっているアメリカ社会では、コミュニティガーデンは単に個人が花や野菜づくりを楽しむ場所ではありません。花やみどりがもつ不思議な力やガーデニングを通して得られる効果・効用を最大限に活用しながら、地域の抱えている問題(たとえばホームレス、エイズ、貧困、非行、麻薬、環境やコミュニティの破壊)を少しでも改善していくための、みどりのフィールドでもあるのです。

こうした目的のためにコミュニティガーデンが積極的に活用されているのは、次のような魅力があるからです。

<コミュニティガーデンの魅力>

- ・花やみどりは多くの人に愛され、受け入れられやすい ・高度な知識や技術がなくても楽しめる ・大きな資金がなくてもはじめられる ・楽しみながら活動がすすめられる ・比較的短時間で成果を得ることができる ・成果を多くの人々と分かち合える ・五感のすべてで楽しめる ・育てる、見る、食べる、加工するなど、活用の範囲が広い ・コミュニケーションが広がり、密になる
- ・協働作業を通して社会性が身につく ・環境やまちづくりへの関心が高まる
- ・ヒューマン・ランドスケープを創出する

コミュニティガーデンの魅力やコミュニティガーデンが私たちにくれる贈り物は、このほかにもまだまだたくさんあります。

(出典『コミュニティガーデンをつくらう』まちづくりセンター、1998年)

6 稲毛地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

稲毛区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

(2) 対象

調査対象は、稲毛区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

2 主な調査結果

(1) 地域との関わりについて

稲毛区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(51.9%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(17.3%)が続く。

地区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、轟穴川・301地区(52.7%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、千草台中学校・緑が丘地区(19.8%)が最も多い。

「ほとんど近所づき合いはない」という回答が最も多かったのは、稲毛・稲丘・小中台地区(6.5%)である。

(2) 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、稲毛区全体では、「活動したことはない」(44.7%)が最も多く、次いで「現在、活動している」・「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(13.8%)となっている。3割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、山王・草野地区(50.6%)である。

「現在、活動している」が最も多いのが千草台中学校・緑が丘地区(16.7%)で、「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのが、轟穴川・301地区(17.2%)である。合わせると最も多いのが千草台中学校・緑が丘地区で3割強が地域

活動やボランティアの経験があると回答しており、最も少ないのは山王・草野地区で2割強である。

なぜ活動をしないのかという理由については、稲毛区全体では「仕事をもっているのに時間がない」(34.0%)が最も多く、次いで「その他」(24.1%)、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」(16.7%)が続く。

今後の活動については、稲毛区全体では、「できれば活動したい」(43.3%)が最も多く、次いで「あまり活動したいと思わない」(25.1%)となっている。

地区別で、「活動したい」は、稲毛・稲丘・小中台地区(83%)が最も多い。「まったく活動したいとは思わない」は、山王・草野地区(89%)が最も割合が多い。

(3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、稲毛区全体では6割強の割合で名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(17.6%)、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(43.5%)、「名前も活動内容も知らない」(26.2%)は約1/4の割合となっている。地区別でも、ほぼ同様の結果となっている。

社会福祉協議会地区部会の認知度については、「名前も活動内容も知らない」(41.2%)が4割強である。地区別では、稲毛・稲丘・小中台地区(49.4%)で約5割となっている。

民生委員・児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(42.9%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(34.3%)をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は8割弱になる。

地区別では山王・草野地区が「名前も活動内容も知っている」(50.6%)という回答を5割強しており、「名前も活動も知らない」は稲毛・稲丘・小中台地区(15.6%)が最も多い。

(4) 福祉のまちづくりについて

稲毛区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.8%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(13.8%)となっている。

地区別では、山王・草野地区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(50.6%)で5割強となっており、他の地区は稲毛区全体とほぼ同様の割合となっている。

「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」は、稲毛・稲丘・小中台地区(16.9%)が最も多い。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、山王・草野地区(8.6%)が最も多い。

(5) 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

各地区とも「身近な近隣住民、民生委員などによる相談支援体制の整備」、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、「緊急時の防災・安全対策」がほぼ1割ずつ回答があった。

稲毛区地域福祉計画取り組み内容新旧対照表(5月の区策定委員会からの主な変更点)

第4回区策定委員会時(平成17年8月20日現在)

(新) 第3回区策定委員会時(平成17年5月21日現在)

(旧)

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|------|---------|-----------------------------|----|--|
| 1 | | (1) 挨拶から始まる地域との関わり | 新規 | 基本方針1の内容から照らし合わせると、まずはお互いを知る機会をつくるという考えが必要であろうということで、新たに設けた。 |
| | | (2) 地域の情報交換の推進 | 新規 | 近隣の住民同士が、地域のさまざまな活動の情報を交換し合う、話す機会をつくってほしいという考えがひとつ必要だろうということで、新たに設けた。 |
| | | 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置 | | |
| 2 | | ふれあいいきいきサロン、ふれあい子育てサロンの拡充 | 変更 | (旧) を名称変更、サロンの名称を正式なものにした。 |
| | | 保育所や幼稚園での地域交流の拡充 | | |
| | | ごはんを一緒に食べる機会づくり | | |
| | | 公民館を利用した子どもの活動の充実 | 変更 | (旧) を名称変更。 |
| | | いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流 | 変更 | (旧) を名称変更。内容については、基本方針に照らし合わせ、交流の内容を中心に記載することにした。(ボランティアの活用などについては省いた) |
| | | 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施 | 統合 | (旧) 学校を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくりと、学校行事、学校を活用した地域住民主体の地域交流の実施を統合し、学校というくりの中で、1つにまとめた。 |
| | | 自治会館の活用 | 変更 | 5月では、いつでも交流をする場として活用すると記載されていたが、それは現実的に困難であるという意見を踏まえ、各自治会の規則などに応じて、気軽に利用できる場として活用するという形にまとめた。 |
| | | 公民館・コミュニティセンターの活用 | | |
| | | 子どもルームの空き時間の活用 | | |
| | | 児童福祉センターの活用 | 変更 | (旧) を名称変更。内容については、憩いの館というよりも、児童館的な場所、地域の交流の場所として活用するという形にまとめた。 |
| (2) | | 空き店舗の活用 | | |
| | | これからできる施設などについての活用方法の提案 | 統合 | (旧) 保健福祉センターの活用、小中台保健センター跡地を「地域の交流館」に、新港横戸町線の緑地帯の活用をまとめ、これからできる施設としての活用方法について、提案していくということでまとめた。地区フォーラムからでた活用方法については、補足説明の中に入れることにした。 |
| | | | | |

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|------|---------|----------------------------|----|--|
| 1 | (1) | 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置 | | |
| 2 | (1) | いきいきサロン、子育てサロンの拡充 | | |
| | | 保育所や幼稚園での地域交流の拡充 | | |
| | | 老人クラブ活動の活性化 | 削除 | 老人クラブは、他の取り組みの中で、担い手としてなど多く出てくるため、一つの項目として立てなくてもいいだろうということで削除した。 |
| | | ごはんを一緒に食べる機会づくり | | |
| | | 公民館での休日の子どもの活動の充実 | | |
| | | 学校を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくり | 統合 | 学校行事、学校を活用した地域住民主体の地域交流の実施と統合し、(新)(1) 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施へ |
| | | いきいきプラザ・いきいきセンターの活性化 | | |
| | | 学校行事、学校を活用した地域住民主体の地域交流の実施 | 統合 | 学校を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくりと統合し、(新)(1) 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施へ |
| | | 自治会館の活用 | | |
| | | 公民館・コミュニティセンターの活用 | | |
| (2) | | 市営住宅の活用 | 削除 | 取り組みの内容が場づくりではなく、グループホームなどの住宅政策になってしまったため、削除した。 |
| | | 子どもルームの空き時間の活用 | | |
| | | 児童福祉センターの活用で憩いの館を | | |
| | | 保健福祉センターの活用 | 統合 | (新)(2) これからできる施設などについての活用方法の提案に統合 |
| | | 小中台保健センター跡地を「地域の交流館」に | | |
| | | 新港横戸町線の緑地帯の活用 | | |
| | | 空き店舗の活用 | | |
| | | リハビリやリラクゼーションの場の活用 | 削除 | 民間のリハビリやリラクゼーションがぶらっと寄ることができる場となるのは困難ではないかということで削除した。 |

区分について

新規: 5月の区策定委員会より新たに設けた取り組み 変更: 取り組みの名称や内容が変わったもの 統合: 5月の区策定委員会のときの取り組み内容で類似していたものを1つにまとめたもの 削除: 取り組み内容から省いたもの

稲毛区地域福祉計画取り組み内容新旧対照表(5月の区策定委員会からの主な変更点)

第4回区策定委員会時(平成17年8月20日現在)

(新) 第3回区策定委員会時(平成17年5月21日現在)

(旧)

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|------|---------|---------------------|----|--|
| 2 | (3) | 交通手段の充実に向けて | 統合 | (旧) 施設等の送迎バスの活用、コミュニティバスを統合。内容については、交通手段の確保については、すぐにバスの導入など実現が困難であるが、意見としては大切であるということで、提案という形で掲載することにした。 |
| | | | | |
| 3 | (1) | 地域の情報の収集と発信 | 統合 | (旧)基本方針2(4) 地域の交流活動の情報発信の内容も組み込んだ。名称変更。回覧から発信に。 |
| | | ぶらっと寄ることができる場での情報提供 | | |
| | | 保健福祉総合相談窓口の活用 | 変更 | 横断的な窓口は、すでに保健福祉総合相談窓口が設置されているため、その窓口を有効に活用していくという形でまとめた。 |
| | | こころの健康への対応 | 変更 | 5月の時点では、内容が固まっていなかったが、地域や家族から専門機関などへ相談し、予防や治療につなげる、地域で声かけ、心の健康に対する知識を身に付けるというポイントでまとめた。 |
| | (2) | 啓発の充実 | 変更 | 5月の時点では、調査の部分が入っていたが、実態として調査の前に発見次第すぐに撤去などの活動を行っていることから、調査の部分削除した。 |
| | | 有資格者の育成及び見守り活動 | 変更 | (旧) を名称変更。内容は、すでに点検活動や見守り活動など取り組んでいる活動や制度があるので、それを活用して展開していくという形にまとめた。 |
| (3) | | | | 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援 |

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|------|---------|---------------------|----|---------------------------------|
| 2 | (3) | 施設等の送迎バスの有効活用 | 統合 | (新)(3) 交通手段の充実に向けてに統合 |
| | | コミュニティバス | 統合 | |
| | (4) | 交流のコーディネーターの確保 | 統合 | (新)基本方針4(2) コーディネート組織の中に組み入れる |
| 3 | (1) | 地域の交流活動の情報発信 | 統合 | (新)基本方針3(1) 地域の情報の収集と発信の中に組み入れる |
| | | 地域の情報の収集と回覧 | | |
| | | ぶらっと寄ることができる場での情報提供 | | |
| | | 横断的な窓口の設置 | | |
| | (2) | 精神病や精神障害者の相談 | | |
| | | 現状の調査と啓発 | | |
| (3) | | | | 好ましくない環境に対応する有資格者の育成及び見守り活動 |
| | | | | 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援 |

区分について

新規: 5月の区策定委員会より新たに設けた取り組み 変更: 取り組みの名称や内容が変わったもの 統合: 5月の区策定委員会の際の取り組み内容で類似していたものを1つにまとめたもの 削除: 取り組み内容から省いたもの

稲毛区地域福祉計画取り組み内容新旧対照表(5月の区策定委員会からの主な変更点)

第4回区策定委員会時(平成17年8月20日現在)

(新) 第3回区策定委員会時(平成17年5月21日現在)

(旧)

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|-------------------|---------|-------------------------|----------|---|
| 4 | (1) | 地域で活動している人・組織との連携・協力 | 統合 | (旧)(2) 町内自治会との協力・連携、民生委員との協力・連携を統合し、さらに社協地区部会など、地域で活動している組織・人全てが連携・協力して、支援や見守りを行っていくという形にまとめた。 |
| | | 元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守り | 統合 | (旧)(4) 元気高齢者の参加、小・中学生をまきこんだ取り組みを統合し、地域での見守りや支援を行っていくという形にまとめた。 |
| | | 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策 | 変更 | (旧)(5) 一人暮らし高齢者の引きこもり防止対策の対象者を障害者などにも広げた。 |
| | (2) | コーディネート組織の設置 | 変更 統合 | (旧)(3) 地域まちづくりコーディネーターの育成を、育成という形から、組織の設置とし、相談機能や、情報発信、ニーズ調査、支援につなげるための連絡調整機能として地域で活動していくという形にまとめた。 |
| | | 暮らしの助っ人隊の結成 | | |
| | | 大学や学生も参加するまちづくり | 変更 | (旧)(4) 学生を活用したまちづくりについて、担い手に大学も入れて、地域での支援や見守りを行っていくという形にまとめた。 |
| 5 | (1) | 安心カードの作成と活用 | 変更 | (旧)基本方針4(5)より移動。安心カードは、さまざまな緊急時の際に利用されるものであろうということで、基本方針5に持ってきた。 |
| | (2) | 災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施 | 変更 | 5月の時点では、消防署の職員を呼んでとしていたが、災害時対応の専門化として、幅をひろげた。 |
| | | 要支援者に配慮した避難所の設備の検討 | | |
| | (2) | 防犯マップの作成と活用 | | |
| 「子ども110番の家」の拡大・活用 | | | | |
| | | 商店街・企業等と連携した取り組み | | |

| 基本方針 | 地域福祉の展開 | 具体的な取り組み | 区分 | 主な変更点 |
|-------------------------|-----------------|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 4 | (1) | 地位住民の暮らしのニーズと他地域での取り組みについての把握 | 統合 | (新)(2) コーディネート組織の設置の取り組みに内容の中に組み入れる |
| | | 実態把握とニーズ対応に備えた「地域支え合いマップ」の作成 | | |
| | (2) | 町内自治会との協力・連携 | 統合 | (新)(1) 地域で活動している人・組織との連携・協力を組み入れる |
| | | 民生委員との協力・連携 | | |
| | | 介護相談員の活動範囲の拡大 | | |
| | (3) | 配食サービスの利用対象者の拡大 | 削除 | 市の個別計画などで掲載を検討を行っていく。 |
| | | 緊急通報装置の活用の推進 | | |
| | | 地域まちづくりコーディネーターの育成 | | |
| | (4) | 暮らしの助っ人隊の結成 | | (新)(2) へ移動 |
| | | これからの地域で活躍できるボランティアの育成 | 削除 | ボランティアの育成については、市計画の方で掲載していく予定であるため。 |
| | | 元気高齢者の参加 | 統合 | (新)(1) 元気な高齢者や子ども達の参加による支援や見守りに統合 |
| | 小・中学校をまきこんだ取り組み | | | |
| | (5) | 学生を活用したまちづくり | | (新)(2) 大学や学生も参加するまちづくりへ移動 |
| 安否確認を兼ねたゴミ出しサービスの実施 | | | 補足説明として、取り組み事例の紹介として(新)(2) 暮らしの助っ人隊の中に入れる | |
| 一人暮らし高齢者の引きこもり防止対策 | | | (新)(1) 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策へ移動 | |
| 誕生から自立まで子どもの発達を見守る子育て支援 | | | 補足説明として、取り組み事例の紹介として、(新)(2) 暮らしの助っ人隊の中に入れる | |
| 5 | (1) | 災害時に備えた安心カードの作成と活用 | | (新)基本方針5(1)へ移動 |
| | | 消防署の職員を呼んでの講習の実施 | | |
| | (2) | 要支援者に配慮した避難所の設備の検討 | | |
| | | 防犯マップの作成と活用 | | |
| | | 「子ども110番の家」の拡大・活用 | | |
| | | 商店街・企業等と連携した取り組み | | |

区分について

新規: 5月の区策定委員会より新たに設けた取り組み 変更: 取り組みの名称や内容が変わったもの 統合: 5月の区策定委員会の際の取り組み内容で類似していたものを1つにまとめたもの 削除: 取り組み内容から省いたもの

今後のスケジュールについて（第5回区策定委員会まで）

1 合同フォーラム（10月2日（日）10:00～12:00 穴川CC）

地区フォーラム委員や区民に対し、今までの取り組みや素案の発表などを行います。

司会や発表などは、昨年同様、委員長・副委員長・作業部会の皆さんにお願いする予定です。

詳細は、今後、作業部会で検討していきます。

2 第5回区策定委員会（10月15日（土）10:00～12:00 穴川CC）

合同フォーラムの意見などを反映し、素案決定します。その後、パブリックコメントを実施します。

なお、開催日時は、変更になる可能性がありますので、別途ご連絡します。

3 計画書の作成について

計画書は、完成に近づいていますが、第5章の計画の推進に向けてなど、一部作成されていないところがあります。事務局でたたき台を作成し、その案をもとに作業部会等で検討し、次回の区策定委員会で報告する予定です。